

東海法学 第46号 (2013)

発行日 2013年3月20日

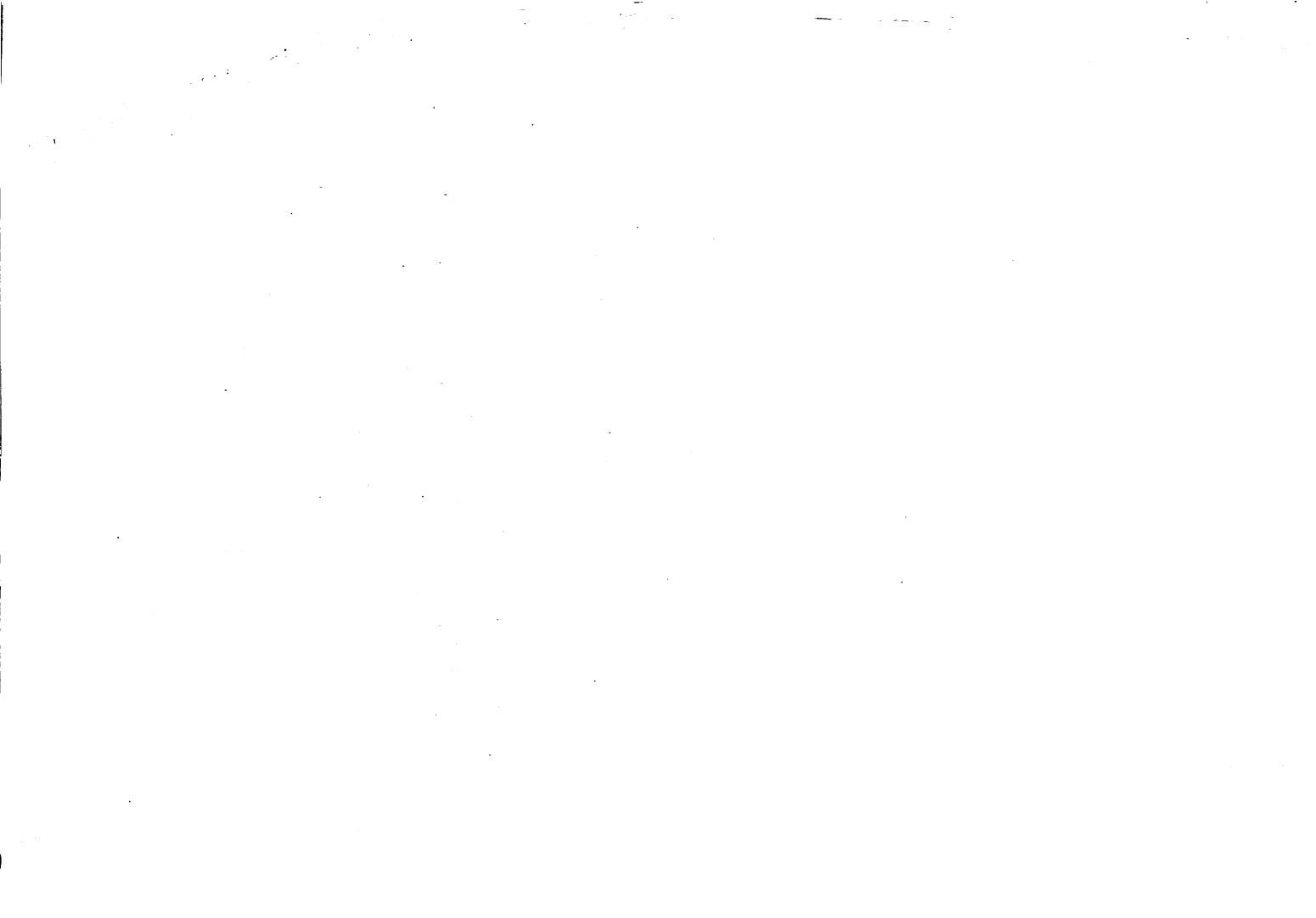
言語・法・社会

——ケネディ・スミスのレイプ裁判とレイプ・シールド法の政策的含意——

グレゴリー・M・マトエジアン

(北村隆憲・橋本聡・内山安夫・小宮友根訳)

(レイプ裁判と法廷尋問のミクロ分析——解題 北村隆憲)



言語・法・社会

——ケネディ・スミスのレイプ裁判とレイプ・シールド法の政策的含意——

グレゴリー・M・マトエジアン
(北村隆憲・橋本聡・内山安夫・小宮友根訳)

目次

アブストラクト

- 1、序
- 2、レイプ・シールド法
- 3、法廷における言語的相互行為
- 4、レイプ・シールド法の体系的限界
- 5、家父長制的な性的合理性の論理
- 6、法の効果測定研究への批判
- 7、法的関連性と法的無関連性との区別
- 8、性的非合理性と動機的非論理的組織
- 9、結論

原著参考文献

[付録—原著で分析された尋問断片の英語原文]

[レイプ裁判と法廷尋問のマイクロ分析—解題]

* * * * *

アブストラクト

本稿は、法廷における言葉のやり取りがレイプ・シールド法に関して有する意味を検討して、こうした法改革がもつインパクトの評価を試みるものである。私は、ケネディ・スミス・レイプ事件における言語データを用いて、レイプ・シールド制度を実現する試みは現在までのところ失敗であり、この制度の効果を評価しようとしてきたこれまでの調査や研究は、レイプ・シールド法が適用される相互行為的な対象、すなわち言語のやり取りとしての法廷における尋問や証言を経験的に吟味することを一貫して怠ったことによって、概して誤った方向に進められてきてしまっていると主張したい。レイプの法的事実性が社会的に構成されていくありさまを検討することによって、実際の言語使用と文脈に即した知識の利用実践に関する理解に依拠した、レイプ法改革の解釈と評価

のための新たな方法を提案したい。

1、序

1970年代初頭、レイプという社会問題は学術的な分析を要する本格的な研究課題として登場し、強力な社会運動に火をつけ、法制度全体の変革を推進した（Matthews 1994; Frohmann & Mertz 1994）。フェミニスト研究者達は、女性に対する男性の暴力一般に加え、レイプを、女性の社会的な搾取を説明する主要なメカニズムのひとつとして経験的かつ理論的に峻別し、それが家父長制的な社会秩序を創造し永続させるひとつの主要な態様として機能していると捉えた（Russell 1975; Scully 1990）。法制度に関して言えば、性犯罪被害者保護法改革（rape reform）〔以下、「レイプ法改革」と訳す〕の支持者達は、法制度が女性に対する性的暴力を正当化する役割を果たしていることから、大規模な政策変更を行うための手段かつその対象として、法制度に狙いを定めた（Berger 1977; Marsh, Geist, & Caplan 1982）。フェミニスト研究者と社会運動は、共にレイプ法改革という法的領域へと関わり、その結果、1974年までに最初の包括的なレイプ改革法がミシガン州で制定されるに至った。1990年代までには、連邦レベルのみでなくすべての州で、レイプの成立範囲を拡張することを目的とした類似の法律が制定された。

新たな刑法典の下、レイプに関する規定が、いくつかの点において法律上新たに再定義された（Marsh et al. 1982; Spohn & Horney 1992; Goldberg-Ambrose 1992）。第一に、新法は暴行の重大性の程度を表すためのジェンダー中立的な等級規定を初めて取り入れた。第二に、新法は（被害者の行動に焦点が当てられる傾向にあった）「抵抗と同意」基準に代えて、「被告人の用いた暴力と強制の程度」基準を採用した。第三に、新法は補強証拠の要請を撤廃した。レイプは典型的に目撃者のいないところで生じることから、補強証拠の要請はほとんど不可能に近い立証責任を検察に負わせていたからである。第四に、そして最も重要なのは、新法が公判手続において被害者の過去の性的経験の証拠能力を厳しく制約する、限定的であるとはいえ厳格な証拠規則を採用した点である。法廷で被害者に屈辱を与えるのみでなく、レイプの被害申告、起訴および有罪判決の獲得に対する萎縮効果をもった降格儀礼に対して、被害者の過去の性的経験の提示を制限することによって一定の制約を課したのである。これらの規定は、しばしばレイプ・シールド法（規定）と呼ばれる。

本稿の検討対象はレイプ・シールド法である。ケネディ・スミス・レイプ裁判¹のデータを用いて私が以下で探求するのは、レイプ・シールド法が、証人

1 1991年3月30日、午前4時頃、ウィリアム・ケネディ・スミス（30歳）—エドワー

が証言の際に用いられる言語にどのように適用され、それらの言語を通じてどのように機能するのか、という問題である。私の目的は、会話の社会的な組織—発言連鎖の文脈における会話の手続き—がいかんして制定法と公判における実際の言葉のやりとりとの間を媒介するものであるのかを明らかにすることである。それゆえ、私はレイプ裁判の過程で、法、言語および社会がどのように共に作動して、レイプ・シールド法の適用上の意図を制約することになるのかを示すつもりである。さらに、フェミニスト研究者とレイプ法改革の支持者達は、法制度改革を推進するにあたり、公判での言語的やりとりを解明されざる当然のリソースとして用いたのであるが、こうした法廷における言語によるやりとり (trial talk) [以下、「法廷におけるトーク」とも訳す] や、こうした法廷におけるトークを通じて打ち立てられる道徳的推論については、それ自体真剣な考察を要するトピックとして研究することを常になおざりにし続けてきた、と論じたい。このような研究上の怠慢は、私が以下で明らかにするように、法改革の遂行と評価の双方に対して重要な政策的な意味をもつものである。

2、レイプ・シールド法

レイプ・シールド法は、レイプ法改革の最も重要かつ目立った構成要素を体现するとともに、法的にも多くの議論を呼び起こしたものである。というのも、同法が、適正手続を保障される被告人の権利に抵触する可能性があるからである。補強証拠の要請やレイプの定義および同意／抵抗基準に関する変更を含む広範な改革の一部として、同法が特に狙いとしていたのは、公判の尋問手続において、弁護人が、被害者の過去の性的経験 [以下、「性経歴」とも訳す]、評判および類似の形式の法の支配の及ばない (extralegal) [以下、「非法的」とも訳す] 証拠を提出することによって、被害者を弾劾して性交に同意があったことを立証することを禁じることであった (Marsh et al. 1982; Bohmer 1991; Spohn & Horney 1991; 1992: 20-28; Allison & Wrightsman 1993)。レイプ法改革の支持者たちは、公判においてトラウマを生み出すこの要因を取り除くことによって、次のような重要な手段的な効果が法制度に波及するだろうと予測した。すなわち、改革実施前に比べ、レイプの被害者は躊躇することなく被害を申告するようになり、州は起訴を厭わなくなり、陪審がレイプ犯を有罪とする蓋然ド・ケネディ上院議員、故ジョン・F・ケネディ、そして故ボビー・ケネディ上院議員の甥—は、パティ・ボウマン (29歳)—裕福な企業家の義娘—をレイプしたとされた。二人はフロリダ州パーム・ビーチのお洒落なナイトクラブで出会ったのだが、その後、ケネディ家の邸宅においてレイプが行われたとされた。公判は1991年の11月下旬から12月上旬にかけて行われた。1991年12月11日、陪審はほんの77分間の評議の後、ケネディ・スミスに対して無罪の評決を下した。

性が高まるという効果である。しかし、このような近時前例を見ないほどの包括的な法改正も、象徴的な変化を促すものであるとはいえ、実際には、期待されたほどの大きな効果は生じさせなかった。このような皮肉な結果がもたらされたことで、フェミニストとレイプ法改革の支持者達は、そもそも法に重要な社会変革を推進する力などあるのかという問いへの答えを求めて暗中模索することとなった (Spohn & Horney 1991, 1992; Horney & Spohn 1991; Goldberg-Ambrose 1992; Estrich 1992; Berger, Searles, & Neuman 1988; Holmstrom & Burgess 1983)。

なぜレイプ・シールド法はその実施がそれほど難しかったのか。なぜ期待された効果が現実のものとならなかったのか。そして、法改革と政治的な動員があれほどなされたにもかかわらず、なぜレイプ裁判は法改正に頑として抵抗したのか。ひとつの水準—すなわち、方法論的な水準—で我々が留意すべきなのは、レイプ・シールド法の証拠排除の効果に対する二つの例外が同法に組み込まれていることである。(1) レイプ・シールド法は必ずしもすべてのレイプ事件に一般的に関わるわけではなく、ケネディ・スミス事件のような知人人間のレイプ、デート・レイプまたは「ナンパ」事件にしか適用されない。なぜなら、このような形態の加害者・被害者関係が認められる裁判においてのみ、弁護人は被害者の過去の性的経験に関する証拠を提出することによって性関係に同意のあったことを立証することで、被害者を弾劾しようとするからである (Bohmer 1991; Spohn & Horney 1991, 1992: 166; Estrich 1992)。このような類型の事件とは異なり、他のレイプ裁判における弁護人の防御方法は被害者と加害者の関係によって様々である。たとえば、被害者と加害者がレイプの時点では見知らぬ者同士である事案の場合、弁護人は同意の問題を提起するのではなく、被告人と犯人の同一性、記憶、暴力といった証拠上の問題点を提起し、DNA鑑定のような様々な種類の科学的・技術的情報を用いる。これらの事件では、被害者の性経歴に関する証拠は被害者の信用性の程度または同意の有無を判断するについて僅かな証拠価値しかもたないため、当該事件で何が起こったかという問題にはほぼ無関係であると考えられるからである (Estrich 1992)。(2) レイプ・シールド法は、次のような場合には、弁護人が被害者の過去の性的経験に関連する証拠を提出することを自動的に禁じない。第一に、誰の精液か、妊娠しているか否かまたは性病の有無について立証する必要がある場合、そして第二に、被害者と被告人が過去に関係を持っていた場合である。証拠を被害者と被告人との間の性交渉に関連するものに厳しく限定してはいるものの、弁護人がそのような過去の経験を同意の徴としてもちだすことも自動的に禁じられるわけではない。したがって、これら二つの限定された状況のいずれにおいても、裁判官が証拠能力の判断において、性経歴に関する証拠の証拠

価値がそれが有する予断を生じさせる可能性から生じる不利益な影響を上回っていると判断した場合には、そのような証拠にも証拠能力が認められることになる（その他のいくつかの状況については、Estrich 1992; Spohn & Horney 1992を参照）。

しかし、これらの例外を別にしても、レイプ法改革の前後の効果を測定した最も信頼のおける研究によると、ひいき目に見ても法改正の効果は「限定的」なものにすぎないとされる。すなわち、レイプに関する法改革一般に関しても、そして特にレイプ・シールド法に関しても同様に、レイプの被害申告数や起訴数および有罪評決数を増加させたりする効果、また、特にケネディ・スミス事件のようなデート・レイプや知人間のレイプ事件において、被害者が証言台で屈辱的な経験をする機会を減じる効果をわずかししか有していなかったという（Spohn & Horney 1991, 1992; Bachman & Paternoster 1993; Estrich 1992）。SpohnとHorney（1992）、Goldberg-Ambrose（1992）、さらには他の研究者達（Marsh et al. 1982）によれば、このような残念な結果がもたらされたのは、法改革の効果を減殺してしまう、次のような要因のせいであるという。

まず第一に、レイプ・シールド法は、法廷での諸活動に参加する専門家の人々の集団（courtroom work group）〔以下、法廷専門家集団と訳す〕が有するインフォーマルな規範や行動とは相容れないものであるということがある。具体的には、予断を生じさせる危険性の高い性格学的な証拠の証拠能力を規律する裁判官の裁量実務や、具体的な事件にレイプ・シールド規定を適用する際の裁判官による同規定の解釈がある（March et al. 1982; Spohn & Horney 1991; Bohmer 1991: 329）。レイプ・シールド法はかなり実利的な意味で回避されているのである。というのも、検察官、裁判官、そして弁護士には自身の属する組織内での課題、問題、関心があるからである。それらは、なにかんずく、事件の効率的処理という目標であったり、確実に有罪評決を獲得するために検察官が起訴率を「下げ気味」にするという問題であったりするが、そのなかで恐らく最も重要なのが、なんといっても性的経験に関する証拠は事案処理に関連性があると考えられているということなのである（Spohn & Horney 1991）。

第二の問題は、陪審員が男女の性的経験の本質に関する伝統的な固定観念を抱いており、かつ、この不正確で法の支配の及ばない証拠を陪審の評議に組み込むという愚かな偏向を有していることであるといわれる。また、こうした証拠の利用を排除する証拠規則上の制約と裁判官による説示があるにもかかわらず、陪審員が新法を遵守しないことがあるということがあげられている（Goldberg-Ambrose 1992; Berger et al. 1988; Lagen 1988; Bohmer 1991; Estrich 1987; Adler 1987）。とりわけ陪審員には、レイプ行為、レイプ犯、レイプ被害者に対して保守的な態度を取りかつその態度を支持する傾向がみられる。そし

て、このような誤った捉え方によって、法改革者が法に変革を加えレイプ・シールド法を実効的なものにしようとする可能性が阻害されていると主張されるのである。

第三に、法改革の効果についての評価を行った研究者たちが発見したことは、被害者の性的経験に関する証拠を陪審から排除する法的な効果が州によってかなり異なり、しかも、証拠能力を規律する規定の内容が異なっていることである（Spohn & Horney 1991）。たとえば、ある州（テキサス州やジョージア州など）では、制約が緩い許容的なレイプ・シールド法が適用されており、被害者の性的経験に言及することは事件の事実上の争点に潜在的に関連する可能性を有しているために、証拠として採用される蓋然性が高い。それと対照的に、制約の強い厳格なレイプ・シールド法が施行されている州（たとえば、ミシガン州やイリノイ州）もある。そこでは、被害者の性的経験に関するほぼすべての証拠は排除され、その採否に関する裁判官の裁量が制約されて、被害者と被告人との間に以前から性関係がある場合または誰の精液かを特定したり性病もしくは妊娠のあることを示す目的が認められる場合にのみ、証拠として採用される。それ以外の州は、両者の中間に位置づけられるようなレイプ・シールド法を採用している（Spohn & Horney 1992）。このように、州によって具体的な規定の仕方に違いがあることが、レイプ・シールド法が被害者の性的経験に関する証拠を公判手続から排除する効果が州により異なっていることの原因であるとされるのである。

3、法廷における言語的相互行為

レイプ法改革の研究は、これまで次のようなより根本的な問いに関するデータを検討することを怠ってきた。すなわち、レイプ・シールド法が適用される対象は何であり、どのようなメカニズムを通じて同法が働くのか、自明視されているにもかかわらず解明されざる暗黙の前提とされている、このブラックボックスのメカニズムはどのようなものなのか、という問いである。法改革の研究者と支持者たちは、あたかもこの問いが何らかの形でどこかで発せられ、その問いに対する答えは神聖なる事実としての地位を認められているかのように改革を進めてきたのである。この状況をより正確に言い表すならば、彼らは政治的な目標を法として実現することに急で、この「何を」と「どのように」を検討しないままにしてきてしまったのである。これらの問題はその重要性の点においては、政治的問題やその政治的問題の法改革への適用に関して、副次的でも二次的でも付随的なものでもない。むしろこれらの問題は、レイプが法的事実として公判手続において社会的に構成されることを批判的に一理論的及び

実践的観点の双方から一理解する上で最も重要な問題なのである(Patton 1980: 60)。本稿において私は、研究者達がこの「何を」と「どのように」を考慮せずには、「なぜ」の問題に答えることはできないことの理由を示そうと思う。裁判過程におけるミクロな言語的やりとりの諸特性—すなわち、裁判過程の内部に包み込まれたブラックボックスと考えられているもののメカニズムと被害者の過去の性的経験を語や文や発話のなかに言語的に具現化すること—に焦点をあてることによって、我々は法廷におけるトークが社会的にどのようにして編成されるのかを検討することができるのである。

このような視点から、我々は、レイプ・シールド法がどのように適用されることが意図されているのかについていっそう明確に特定することができる。すなわち、レイプ・シールド法とは、法廷での尋問（反対尋問と主尋問の双方）の際に被害者の過去の性的経験に関する証言を制限しようとする立法上の試みを表すものである。このような制限は、証言および陪審席から被害者の過去の性的経験に関する、予断を生じさせる危険性が著しい証拠を排除し、法廷における被害者のトラウマを減らし、それによって被害申告、起訴、有罪判決の獲得を増加させようとするものである。このような手段的な変革のもたらす積極的な効果に加えて、レイプ法改革の支持者達が予測したことは、レイプ・シールド法がレイプ行為、レイプ犯およびレイプの被害者に対する社会の伝統的な固定観念の象徴的変更を補完的にもたらすであろうということであった(Marsh et al. 1982; Spohn & Horney 1992)。

このように社会構造を考える立場がもつ想定の根底にある支配的かつ制約的な前提は、きわめて緩い証拠規則上の基準に限定的な制約を課するという法改正によって、法廷におけるトークの論理と軌道とが自動的に変更されるというものである。その結果として、レイプ・シールド法は、当事者対抗的な裁判手続における証人と弁護人、特に反対尋問における被害者と弁護人との非対称的な関係を構成し直すと考えられている。そして、レイプ・シールド法の目的は、権力の不均衡を変容させることにより弁護人が性格および信用性に関する法の支配の及ばない攻撃に被害者をさらす機会を制限することによって、レイプ裁判過程の焦点を、暴力・身体的傷害・(不)同意に関する証拠に向けることにするとされるのである。

したがって、レイプ・シールド規定という特別な証拠排除規則は、法改正を通じて、法廷における言語でのやりとりのトピックないし内容を制限することによって、証言の相互行為的な組織を変容させようとするものである。しかし、問題は次の点にある。すなわち、改革者達は、刑事裁判という文脈において共働的に創出され継ぎ的に維持されるミクロ言語学的な手続を考慮せずに、法廷におけるトークの内容あるいはトピックを変容させようとしてレイプ・シール

ド法を考案したという点である。彼らは弁護士と証人の関係における権力の不均衡を是正しようと試みたのではあるが、言語使用の相互行為的な手続を考慮することなくそれを行ってしまったのである。言語使用の相互行為的な手続きこそが、公判におけるトークという文脈において、弁護士／証人間の関係システムを構成し、かつ、我々のジェンダー化されたアイデンティティに関する認識や知識—すなわち、男女の相互行為を支配する性に関する台本—を創出しているのである。レイプ法改革の支持者の用いた想定に従えば、公判における言語によるやりとりの手続は、法改正に単に随伴する受動的な従属変数であるとされるのであるが、というのも、そうした手続は政治構造に由来する独立変数としての証拠法規定の変更による影響を受けるからであるという²。言語使用の相互行為的な秩序は、それ自身の独特な（*sui generis*）動態あるいは法に影響を及ぼす性質など持ち合わせていないと考えられたことによって、改正推進者達は、言語使用に影響を及ぼす法改正が相互行為的な言語という受動的な伝達手段をあっさりコントロールし、彼らの提案した包括的な法改革を推し進めるであろうと信じたのである。

しかし、法廷におけるトークの社会組織は、一方では、制定法、証拠、先例というような（トークに対して）外来的な法的属性を、他方では、性、性的接近、性的暴力といったものを含む文化的カテゴリーを、単に受動的に裁判に運び込む媒体ではない。トークの社会組織は、むしろ、法的・文化的変数を、能動的かつ相互的に、制度化された意味をもつコミュニケーション様式へと成型し、形成し、組織化するのである。それは相互行為的な媒介となるものであり、この媒介を通して、証拠、制定法および我々のジェンダー化されたアイデンティティが、事実審理手続で使われる法的意味へと練り上げられてゆく。法廷におけるトークの社会組織は、信用性、性格および矛盾のような法的現実を打ち立てるとともにそれに対処するための主たるメカニズムであり、さらには、非難を浴びせ責任を割り当てるための主たるメカニズムであり、暴力、（不）同意および性経歴についての真理と知識を構成するための主たるメカニズムでもあるのである。本稿の以下の諸節で明らかにするように、トークの社会組織は、家父長制的文化の特定の要素を、時として証拠の関連性に関する法的基準に適

2 たとえば、Berger 1977, Heiman 1987, Lagen 1988, LeGrand 1977, Cobb & Schauer 1977, Temkin 1986およびAdler 1987: 164によってなされた様々な提案を参照せよ。このことは、レイプ法改革の支持者達が法廷におけるトークの役割に関心がなかったということではないし、その力を理解していなかったということでもない。むしろ、彼らの関心は、どのようにかはわからないにせよ法廷におけるトークが法改正によって制御されるであろうと単に想定し、法廷におけるトークの社会的な編成それ自体を検討を要するトピックとして探究せずに、法廷におけるトークを、法改正提案を行うための解明不要のリソースとして利用することにあったのである。

合するように仕立ててしまう。言語的やりとりの社会的組織がそのように作用するとき、そのような言語的やりとりは、事実審理手続の決定的瞬間において、法と社会の間に系統的な相互作用を産み出すのである。

本稿が描き出す、法廷における言語使用のもつ恐るべき影響力は、レイブ法改革の提案者たちが前提とする還元主義的な見解と大きくかけ離れたものである。制度上の言語的やりとりのダイナミックな諸特徴は、法改正から一方的に影響を受けるものなどではないし、また、単に法改正が派生的に反映されたものでもない。むしろ、それらは、弁護人と被害者証人の間の相互行為システムを規制し、事実審理手続における証言のペースとリズムをつくりあげるのである。こうした主張に対して、我々は、法的証拠の世界は言語使用とは別の世界だと答えたくなるかもしれない。しかし、見逃してはならないことは、非常に多くの証拠が、法が「物証」と呼ぶ物質的対象から得られるのではなく、言語使用を通じて口頭または書面の形式に包摂されて提示されるという事実である。(Rembar 1980: 324-25)。そして、物証でさえ、特定の裁判事案にとっての法的意味を引き出すためには、言語使用に依存しているのである。さらに私たちは、例えば、事実審理において決定的に重要な争点となるのは、どのような証言を行うことが許されるか、その証言が何を証明しうるのか、あるいは、それにどの程度の証明力があるのかといった問題なのだと答えたくなるかもしれない。しかし、そうした問題の裁定は自動的に行われるわけではなく、文書によるにせよ口頭によるにせよ、説得力ある言説戦略を通じて一つまり、予備審問(the evidentiary hearing) や事実審理における言語使用を通じて一生み出されるものなのである(Atkinson & Drew 1979)。法廷における言語使用の意味を考慮せずに自律的な証拠の世界に到達しようと試みても、それは単にさらなる別の問題を生じさせるだけである。それはすなわち、そもそもその証拠の法的位置づけが法廷での言語的やりとりを通じてどのようにして達成されるのか一つまり、生のデータがどのようにして法的に意味のある証拠へと変換されるのかという問題なのである。

法廷におけるトークと、それによってレイブが(主観性の一側面としてでなく法的事実として)社会的に構成されてゆくことの重要性を念頭に置くならば、レイブ法改革の提案者たちが一まさにレイブ・シールド法が直接適用される対象である一事実審理手続における言語使用のミクロな組織について、法改正前の数年においても、法改正後の20年においても、何ら経験的に分析してこなかったことは、私にはまったく皮肉なことに思われる。レイブ法改革の提案者たちが一貫してこの相互作用のプロセスを研究することを完全に無視してきたことは、レイブ・シールド法の目的が法廷における言語的やりとりが濫用されないようにする点にあったことを考えると、よりいっそう驚くべきことに思われ

る。彼らは、言語的相互行為過程を研究する代わりに、「被害者への非難」とか「セカンド・レイプ」とかといった文句を引き合いに出してきたのであるが、それはあたかも、ただ呪文のようにそうした文句を唱えることによって、事態を魔法のように説明することができたり、そうした文句それ自体がなんらかの経験的意味を持つことができるかのようにであった。そして、経験的な比較分析を行うことなく、Berger (1977) があげる架空の事案に一貫して言及してきたのである (Brereton 1993)³。しかし、情緒的にインパクトがあるということのをぞけば、被害者への非難についての種々の事案や逸話的な印象をどれほど挙げたところで、リアルタイムな法廷での言語的なやりとりが刻々と生み出すものの一つまり、法廷証言の言語—に対するレイプ・シールド法の適用については、何も明らかにならないし、この「被害者を非難する」という概念的な表現で言及される事態が、事実審理手続の中でどのように相互行為的につくりあげられるのかについても、何ら解明するところはないのである。

4、レイプ・シールド法の体系的限界

以上のことは、レイプ・シールド法が無意味であり効果のないものであるということではない。また、こうした法改革を、政治的あるいは法的な戦略として放棄すべきであるということでもない。強調されるべきことは、レイプ・シールド法の妥当性が、法廷での社会的に組織された文脈でなされる言語的やり取りの持つ諸特徴を通じて無効になってしまう恐れがある、ということなのである。レイプ・シールド法は、少なくとも潜在的には、法廷に提出できる証拠を巡る相互行為の一部を制約するものではあるが、それは本人の性経歴への言及を禁止するという最も明示的なレベルでの制約にすぎない。レイプ・シールド法は、黙示的つまり非顕在的なレベルにおける日常的な記述実践に由来する性経歴に関わる推論が生じることを効果的に阻止することができないし、緩和することさえできないのである。その理由は、第一に、こうした推論は我々の文化的・法的な記述の実践の中に象徴的に組み込まれているものであり、第二に、こうした記述実践は法廷証言を規定する証拠法のルール、より一般的には、シールド規定のような特定の証拠排除ルールなどよりもずっと低い閾値をもつ関連性基準に属するルールに該当するからである。(Goldberg-Ambrose 1992: 180)。日常的な記述実践が法廷証言という環境におかれると、シールド制度は、象徴的にジェンダー化された性的証拠の提示と解釈を制約する効力に関して深刻な問題に遭遇するのである。証言に基づいて証拠が提示されるというこの相

3 たとえば、Holmstrom & Burgess 1983; Lagen 1985; Swift 1985; Temkin 1986; Allison & Wrightsman 1993:173; Adler 1987; Bourque 1989を参照。

互行為環境は、こうしてみると、暗黙の記述的推論が生じる境界領域において、レイプ・シールド法の体系的な限界を露呈させる場となる。そして、まさにこうした推論が、法廷手続きにおける構造的な制約と機会の起源としての支配のリソースを始動させ現実化するのである。そしてその結果、この支配に対して効果的な抵抗の余地はほとんど存在しないということになるのである。

このような議論を、1994年のステファン対ミラー裁判(Stephens v. Miller 1994)の事案によって説明しよう。米国控訴裁判所第7巡回裁判所は、1994年1月6日、レイプ事件で有罪とされた控訴人口ニー・K・ステフェンは証人として証言する憲法上の権利を否定されていないと判示した。この決定は、被告人の証言の一部を排除するというインディアナ州の事実審裁判所による決定を支持するものであった。具体的には、被告人のステフェンが合意に基づく性交渉の際に被害者に述べたとされる発言を、彼が証人としてその後法廷で証言した言葉通りには陪審に対して再現することを許可しないというものであった。その言葉とは、「誰かが自分(ステフェン)に、被害者の女は“バック”スタイルが好きで、何人も相手を変えるのを楽しんでいた、と言った」というものであった。裁判所がステフェンに許可した証言は、ステフェンが被害者に言った「何らかの言葉」が被害者を怒らせその結果被害者がステフェンに対してレイプの罪をでっち上げる動機となった、ということのみであった。言葉通りの証言が許されていれば被告人を無罪にする力があるはずの証拠であったにも関わらず(なぜなら、それは偽りの罪をでっち上げる動機に対する一応の証拠(prima facie evidence)となる)、「生の」証言が許されなかったのは、それが州のレイプ・シールド法—被害者の人格を毀損するような場面から被害者を保護する州の利益—に明らかに反するものであるとともに、そうした証言を排除しても控訴人の有する憲法上の証言権に大きな制約を課することにはならないという理由からであった。

同様に注目すべきこととして、ケネディ・スミスのレイプ裁判におけるスミスの弁護士ロイ・ブラック⁴が、最近著者が行ったインタビューで明かしたことであるが、当時裁判を担当したルポ裁判長は、弁護士が法廷で提示しようと考えていた被害者の性経歴に関するすべての明白な証拠を不採用としたということである。ブラック弁護士によれば、それらの証拠はもし採用されていれば「裁判手続きのなかで強烈な爆発力」があったはずだという。というのは、「この被害者の性経歴には…原子爆弾と線香花火ぐらいの差があった」からだとい

4 ケネディ・スミスのレイプ裁判での関係者は次の者たちであった。被告人ウィリアム・ケネディ・スミス、被害者のパティー・ブラウン、スミスの弁護士ロイ・ブラック、検察官モイラ・ラッシュ、ルポ裁判長、事件の後、車で被害者をケネディ宅に迎えに行った友人のアン・マーサ。

う。

むろん、事実審裁判所や控訴裁判所が常に被告人の証言権よりも州の利益に重きを置くというわけではないとはいえ、この種の明白な性経歴に関する証拠は、潜在的には、常にレイプ・シールド法により証拠採用を排除される可能性があるということである。

5、家父長制的な性的合理性の論理

他方で、日常的記述が呼び起こす推論上のレベルつまり非顕在的なレベルにおいては、性経歴及び関連する本人の性格に関する証拠は、レイプ・シールド法が規定する法規制によっても、それほど大きな制約を受けないのである。ケネディ・スミス・レイプ事件の裁判からとられた以下の会話断片を検討してみよう⁵。

例1 弁護人ロイ・ブラック（「弁」）による冒頭陳述⁶

- 1 弁：彼女は家に入っていく。彼女はキッチンのあたりに行き、友人のアン・
2 マーサに電話をかける。マーサも知り合い（acquaintances）です。

5 次を示していくようなデータの利用に対してはいくつかの批判があり得よう。たとえば、たった一つの非典型的で扇情的なレイプ事件の事案をもってして、レイプ事件裁判の多数を代表させることはできず、それゆえ私の観察は印象主義的な事例報告に過ぎないのではないか、といった批判である。これに対しては、まず私は次のように答えることになる。私の研究の分析単位は、レイプ裁判それ自体ではなく（私の研究は実際にレイプそれ自体にもない）、裁判場面における言語使用と知識による実践行為なのである。データの数とはたった一つだけであり、とりわけ大量のデータと複雑な統計学的技法を駆使する伝統的な社会科学的研究と比較すると、大変少ない。私は、質的な社会言語学的研究としては、大量のデータを使い、ディスコースの発話上そのほかの特徴を深く詳細に解明しようとしている。本論文で検討しているような相互行為過程は、裁判それ自体とは異なる分析単位を代表するものであり、たった数分間の法廷証言のデータにより、何千という数のこうした特性を明らかにすることができる。第二に、ケネディ・スミス裁判で見いだされる相互行為過程は、私たちが文脈に沿って局所的に意味を構成していくための文化的知識や能力の一部なのであって、こうした相互行為過程は、法廷場面であるか否か、公式の場面か否か、を問わずどのような社会的場面においても生じるものである。そこでは、非難を評価したり責任を配分するといったことが、知識の遂行を通じて相互行為的に行われているのである。より具体的に言えば、こうした相互行為過程は、それが扇情的な裁判かより日常的なものに関わらず、他のデータや他のレイプ裁判においても見出されるものである。第三に、ケネディ・スミスの事案は、ありていに言えば、実際のデータにアクセス可能な事案だからである。著者が居住する二つの州では、法廷での録音録画は許可されていない。6 以下の会話断片のすべては、原録音記録から編集したものである。

- 3 この時に、二人が一緒に出掛けたのは、この夜が最初でした。彼女は、
 4 家族のだれにも連絡しません、警察にも、親戚にも、ただアン・マーサ
 5 だけに電話をして、言いました。「レイプされたの。ここに私を車で迎
 6 えに来て」、と。

例2 弁護士ロイ・ブラックによる、証人アン・マーサ（「証」）への反対尋問

- 1 弁：あなたの友人はレイプされたと言った。そうですか？
 2 証：はい
 3 弁：しかし [but]、彼女はあなたに靴を探してと言った。そうですね？
 4 証：はい
 5 弁：彼女は何度も自分の靴がどこに行ったか心配していましたね？

これらの会話断片において、レイプされたという被害者の主張には、この出来事の後で行われた被害者の活動群との不整合がある。第一に、彼女が電話を掛けたのは警察でも親戚でもなく、「知り合い (acquaintances)」であったということである。このことは、被害者が、出来事の重大性を考えれば非常に親しい関係にある誰かに電話を掛けることが当然である場面で、単なる「知り合い」に電話をしたというばかりでなく、同時に親密な関係にある誰かとではなく単なる知り合いの男性と性交渉をしていたという事実、にほとんどあからさまな形で言及しているのである。第二に、被害者は自分の服装の一部—自分の靴—に強い関心を示していたことである。（被害者自身の安全にとってより深刻な危険を生じさせる危険があったのに、被告人の自宅であるケネディ家をすぐに立ち去らなかった）という行為は、この出来事が犯罪としてのレイプというよりも、ちょっとした「まの悪さ」といった場面により近い出来事という理解を安定化させるように作動する。より専門的には、会話断片2で、言語使用の手続きが被害者の説明のなかに不整合ないし疑問を生み出すやり方に注目してみよう。この断片において、弁護士ブラックは、ある対照装置（「あなたの友人はレイプされたと言った。」「しかし [but]、彼女はあなたに靴を探してと言った。」）を効果的に利用するとともに、その対照をより強調する文句（「彼女は何度も自分の靴がどこに行ったか心配していましたね？」）を対照装置の後に付け加えることによって、被害者の友人アン・マーサを通じての被害者への非難帰属の言葉の中で伝達される特異性ないしアイロニー的な含意を含めるとともにその含意を強化している。対照セットは、論理と規範とが融合した構造を持っている。それは「AならばBである（はず）」である場合に、BがAと乖離していたりAがBを帰結しないというものである。これは、必ずとい

うわけではないが典型的には、二つ目の節における「しかし (but)」という等位接続詞により結ばれた2つの部分により構成される慣用化された言語装置である(Smith 1978; Atkinson 1984; Hritage & Greatbatch 1986; Holstein 1993; Matoesian 1993)

レイブだと主張されている出来事の後被害者の一般的性格や信用性を弾劾しようとするこのような試みと対照的に、次の会話断片では、事件に先だって存在した、性経歴に対する暗黙の推論とそれに関連する被害者の性格についての記述を通じて、弾劾を行おうとする試みが示されている。

例3 被害者パティ・パウマン（「害」）に対する弁護士ブラックの反対尋問

- 1 弁：あなたはとても楽しい会話をしたわけですね？
- 2 害：はいそうです
- 3 弁：あなたはバーでの他の出来事にもう関わる必要がなくなりましたね？
- 4 害：はいそうです
- 5 弁：あなたは、気持ちを通じ合った人を見つけていたわけですね？
- 6 害：はいそうです
- 7 弁：あなたはそういう人を見つけてうれしかったですね？
- 8 害：よかったと思いました
- 9 弁：あなたはもはや、実際あなたはもっぱら彼とだけ一緒にいましたね？
- 10 害：さあどうでしょうか

例4 被害者パティ・パウマンに対する弁護士ブラックの反対尋問

- 1 弁：それであなたは人として彼に興味を持った？
- 2 害：彼は良い人に見えました
- 3 弁：とても興味を持ったから彼の自宅に車で送ったわけですね？
- 4 害：家に送っても何の問題もなかったと思いました
- 5 弁：あなたは彼にとっても興味があったので、彼があなたの電話番号を聞いて
- 6 ほしいと思っていましたね？
- 7 害：それは後のことです
- 8 弁：とても興味があったので、彼が家の中に入ろうと言ったとき、あなたは
- 9 彼と一緒に家の中に入ったのですね？
- 10 害：別にウィリアムへの興味ではありません。家に興味があったんです。
- 11 弁：とても興味があったので、その間のどこかの時点で、あなたはパンティ
- 12 ストッキングを脱いだと？

13害：どうしてパンティストッキングが脱げたのか私はまだわからないのです

例5 被害者パティ・パウマンに対する弁護士ブラックの反対尋問

1 弁：昨日あなたはこう言いました。あなたが駐車場についたときあなたはウ

2 イリウム・スミスにキスをしたと。そうですね？

3 害：私が証言したのは、彼の自宅の敷地についたときに、彼がお休みの軽い

4 キスをしたということです

.....

5 弁：それだけですか？

6 害：はいそうです

7 弁：何等かほかの、それ以上には何も？

8 害：はい

.....

9 弁：あなたは担当のリゴロ刑事にこれを「短い甘いキス」と表現しませんでした

10 したか？

11害：私は「ほんの軽いキス」と言ったのです…

例6 被害者パティ・パウマンに対する弁護士ブラックの反対尋問

1 弁：あなたは昨日私たちに、ウィリアムがあなたを家の中に誘ったと言いま

2 した。そうですか？

3 害：はいそうです

4 弁：あなたは家を見たかった？

5 害：はいそうです

6 弁：なぜなら、家がどんな感じか見たかったから？

.....

7 害：それは地元でランドマークになっている家なんです。興味を誘うもので

8 した。

9 弁：とても遅い時間だったけれど、あなたは家を見たかった？

10害：それについては気詰まりな感じがしていましたが…

11弁：そうすると、とても朝早い時間だったけれど、あなたは家が見たかった

12 ということですね？

13害：スミスさんにとっては、それは何も問題ないように見えました。

14弁：私の質問は、とても朝早い時間だったにもかかわらず、あなたは家を見

15 たかったのですね、ということです。

16害：はい

……

17弁：はい結構です。あなたはたとえばお子さんのことは心配だったけれど、

18 それでも家を見たかったのですね？

19害：はい

20弁：あなたは次の日早く起きて子供の面倒を見なければならなかったけれど、

21 それでも家が見たかったと？

22害：その家の中で長時間過ごそうとは思っていませんでしたから…

例3-6において、被害者は事件に先だって被告人とたくさんの活動を行っている。表面的には、これらの活動は犯罪としてのレイプと整合的なものというよりは、むしろ男女の恋愛関係の始まり、あるいは、少なくとも関係の始まりへの「興味」とより整合的に思われるものである。二人はナイトクラブで「とても楽しい」会話をして、それゆえ「気持ちを通じ合った」のである。被害者は、ナイトクラブに来た時に一緒だった友人たちを置き去りにして、その夜、「もっぱら」被告人とだけ一緒にいて、彼を自宅まで車で送り、彼とキスをして、そして、朝の大変早い時間であるにもかかわらず、そしてまた、次の日の朝には早く起きて病気の自分の赤ん坊の面倒を見なければならぬことを十分承知の上で、彼と連れ立って家の中に一彼の家の中に入ってしまったのである。

弁護人のブラックが、巧妙な会話上の手続き（Pomerantz 1988/89）を通じて、どのようにして被害者の語る出来事に関する疑問を生み出しているかということに特に注意を向けてみよう。例4の3-13行目と例6の14-22行目で、言及された内容を強調しドラマティックに表すようにデザインされた言語使用の詩的ないし文体的な特徴である発話の連鎖構造の反復を通じて、一種の言語による前景化が生み出されている。こうした発話連鎖上のリスト構造は、そうでなければ証言を構成するバラバラな詳細を、「（とても興味があったので）」と「にもかかわらず」+「あなたは家が見たかった」という反復形式を通じて）整合的でゲシュタルトのようなパターンを有する説得的な対句へと統合し組織化し、対照構造を通じて、被害者の行う説明の中の矛盾とアイロニーを極限まで際立たせるのである。ここでは、（非常に精妙なやり方で）文法的に無標的（unmarked）な対照関係（つまり、例2でみたような等位接続詞の「しかし（but）」を使うことなく）が両者のリスト構造から生み出されているように思われる。つまり、「あなたは人として彼に興味をもった」（例4、1行目）し、「家がどんな感じか見たかったから」（例6、6行目）ということである。さらに注目すべきは、リストの中のそれぞれの項目のデザインが大変デリケートに

組み立てられているということである。(例4の3、5、8、11、12行目、および、例6、14、15、17、20、21行目)。これらのリストの中の質問項目のそれぞれの内部構造は、無標的、すなわち非顕在的な対照集合を成している。例えば、例4の8、9行目において、弁護士の質問(「とても興味があったので、彼が家の中に入ろうと言ったとき、あなたは彼と一緒に家の中に入ったのですか?」)という質問は、次のような潜在的なアイロニー構造を持っているように思われる。つまり、あなたは彼には[性的には]興味がなかった。しかし、あなたは家を見たかったのですか?、ということである。これらを一緒にして考えてみれば、こうした法廷会話がもつ詩的特徴は、一つ一つでも、さまざまに即興的に組み合わせても、被害者が語る出来事の特定のヴァージョンのなかにアイロニーの含意を強化し増幅させるものである。それは、いわば、極小の合理的疑いの累積である。これこそ、象徴的権力の微細なテクノロジーなのである(Matoesian 1993; Drew 1990; Tannen 1987; Holstein 1993)。

さらに、この会話にはより強力な特徴がある。上の会話の特徴は、単に、被害者と被告人との間の一般的な関係の始まりの存在、および／あるいは、彼らの行動に関わる一般的な行動規範を含意しているだけにみえるかもしれない。しかし、刑事裁判の文脈で構築される二人の関係は、より正確には性的関係、つまり、必ずというわけではないがしばしば、微妙な性経歴とそれと関連した被害者の性格についての推論を通じて構成されるような関係なのである。「ナイトクラブで」(例15、12行目)出会ったばかりの男性との関係から、彼との「甘い短いキス」を導出することはできない。また、自分のパンティーストッキングを脱ぐ行為からは、無邪気な「家への興味」を引き出すことはできない。さらに、被害者が「ナイトクラブでの他の出来事にもう関わる必要がなくなつて」いたので「もっぱら彼とだけ一緒にいた」ということを前提にすれば、被害者が被告人を性的目的のために選び出したという以外には、被告人と「関わりをもつ」ことは容易に想像することができないだろう(例3)。被害者は、弁護人がこの種の質問によって彼女に非難を帰属させることに対して抵抗できたであろうし、実際に彼女は抵抗をしている。しかし、陪審員の心に提起されるのは、性的経験豊富な女以外にいったいどのような女性がこの種の活動を行うことができるだろうか、という疑問なのである。

さらにより理論的には、レイプ裁判では、性的関係や行為の準則は、男性と女性の同等の性的志向を体现する一般的かつ没構造的な規準なのではない。むしろそれは、私が家父長制的な性的合理性の論理と呼んでいるものを表している。つまり、性的欲望、男女の性的な接近、性的な相互行為についての解釈を支配する、男性による専制的な基準なのである。この基準は、性に関する規範的な志向であり、ペニスの挿入に志向した・匿名的で排他的な性的志向なので

ある。この規範的基準は、法廷での会話の産出を通じて独特な形式で展開していく（Russell 1984; Rubin 1983; Finkelhor 1984; Chodorow 1978; Baca-Inn & Eitzen 1990; Allison & Wrightsman 1993; Schur 1988）。私は、Lauretis (1987)とSmart (1992)に従って、この言葉を特定の狭い意味において利用しているのであるが、その意味において、家父長制的な性的合理性の論理は、ジェンダー [を産出・維持するため] のテクノロジーとして作動する。つまり、それは、固定的なジェンダー・アイデンティティを構築する相互行為過程であり、レイプ裁判においては、単なる性的志向だけではなくより広範にわたって、特定のジェンダーに適切とされる行為を生み出すものである。そうした特定のジェンダーに適切とされる諸行為には、レイプだと主張される出来事に先立ち、その行為の最中に、そして事後において、特定のジェンダーに属する者がどのような行為をなすことが規範的に適切であるかについての詳細が含まれている。つまり、その時、被害者はどのように感じるべきか（彼らの情緒的、心的状態を含む）、彼らはどんなことを言うべきか、彼らはどのような行為をすべきか、また、いつ誰とその行為をすべきか、そうした詳細である。急いで強調しておかなければならないことは、一般的な経験的な問いとして、男性と女性の間に性的相違がどの程度存在するのか、ということは私の本論での目的とはあまり関わりがない。むしろ、私が焦点を当てようとしているのは次のことである。つまり、どのようにして、レイプ裁判において、こうした性的にジェンダー化された意味が、法的知識の一形式として生産・再生産され、その結果、ジェンダーの差異と同一性についての知識が、当事者対抗的な法廷という文脈において特定の相互行為的な課題を達成するよう組み立てられた隠された戦略的なリソースとして、遂行されているのか、という問題なのである。次のいくつかの会話断片を検討してみよう。

例7 弁護士ブラックによる被害者パウマンに対する反対尋問

- 1 弁：そして、彼はそこに座って、あなたが言うには、足を組んでいたと？
2 害：彼は膝の上に踵をのせていました。
3 弁：そしてそのとき彼はとても平静だったと言いましたね？
4 害：そしてとても横柄でした。
5 弁：そして傲慢な感じで？それでさらにあなたはかっとなったというわけで
6 すね？
7 害：だからかっとなったわけではありません。私は混乱してしまったのです。

例8 弁護士ブラックによる被害者パウマンに対する反対尋問

- 1 弁：彼は平静で傲慢な感じだった、と言いましたね？
2 害：はいそうです
3 弁：彼は確かにあなたに対して優しくったわけではないと？
4 害：むしろ無関心でした。
5 弁：彼は冷たくて無関心だったと？
6 害：はいそうです

例9 弁護人ブラックによる被告人ウィリアム・ケネディ・スミス（「被」）に対する主尋問

- 1 弁：それから何が起きたのですか？
2 被：私たちは数分おしゃべりをして、私は彼女にキスしてこう言いました。
3 「ぼくはベッドで休むよ」
4 弁：彼女の反応はどうでしたか？
5 被：彼女は、「家の中に入ってもいい？」と言いました。
6 弁：あなたは何と言いましたか？
7 被：私は、家には沢山の人がいて、自分は従弟のパトリックと部屋をシェア
8 している」と。そして、「もうずいぶん遅いから僕はベッドで休むよ」
9 と言いました。

例10 検察官モイラ・ラッシュ（「検」）によるケネディ・スミスに対する反対尋問

- 1 検：それであなたたちは会話をした、えーと、あなたはその行為をして、
2 そしてあなたは射精して、そしてあなたはこう言った、「あのね、ぼく
3 はこれから海に入って少し泳ぐよ」。
4 被：はい
5 検：それはあまりロマンティックには聞こえませんが、スミスさん。
6 被：その質問にはどう答えていいかわかりません。

例11 検察官モイラ・ラッシュによるケネディ・スミスに対する反対尋問

- 1 検：それで、芝生の上であなたは彼女に、「ベッドで休むよ」と言うと、彼
2 女は「私も一緒に行ってい？」と言ったと。
3 被：私が言ったのは、「もう遅いから僕はベッドで休むよ」です。
4 検：ではこの時点ではあなたは…

- 5 被：私は、私は疲れていました。つまり、遅くまで外出していて、本当に、
6 私、たぶん彼女に帰ってほしかった…たぶんそれはあまりロマンティック
7 ックではありませんが、だけど、それが実際に起きたことなんです。

例12 弁護士ブラックによるケネディ・スミスに対する主尋問

- 1 弁：それから何が起きましたか？
2 被：（間合い）彼女は私に言いました。「あなたの電話番号は？」って。
3 弁：あなたは何と答えましたか？
4 被：僕は、「わからない」と言いました。
5 弁：あなたは家の電話番号を知っていましたか？
6 被：家の電話番号は知りませんでした。
7 弁：彼女の反応はどうでしたか？
8 被：彼女は、「あなたのキャシーに教えてやればいいわ」と言いました。

上記の例における証言の決定的に重要な特徴は、著しく複雑であるにせよ相互行為的なやりかたで、ジェンダー化された性規範の解釈上の効力が、累積的に、動機の問題に奉仕するように仕向けられていることである。生じたとされるレイプの後で（そこでは、避妊具は使用されなかったために、被害者が妊娠する危険がありそれは被害者にとって大変深刻な危険を招来し得るものであるが）、被告人が被害者に対して「あまり優しくなく」、「ロマンティックではない」様子で、むしろ「平静で」、被害者に対して「冷たく」「無関心」の様子であった（例7、8、10、11）。例9、11、12では、ジェンダー秩序からの、さらにもう二つの逸脱が展開される。第一に、被告人は被害者を誘って夜を共に過ごそうとはしなかった。もし誘っていたとすれば、最低限「ロマンス」の意味合いが醸し出されていたであろう。また、そのため被害者のほうからその夜を過ごすために家に入れてくれと頼まねばならなかったので、被害者が面子を脅かす好ましくない立場（Goffman 1967）に置かれたときも、被告人は彼女の頼みを断った。そして、第二に、被告人は被害者が望んでいたにもかかわらず彼女の自宅の電話番号をまったく尋ねなかった。もし尋ねていれば、これもまた最低限の「ロマンス」の含意を回復することになり、ひいては、将来のデートの可能性や恋愛関係の萌芽の可能性さえもすこしはありえたはずであっただろう。結果として、被害者のほうから被告人に電話番号を尋ねると、被告人は今度もその願いを断ったのである。これは、二つ目の、被害者の面子を脅かす行為であり、これが破壊的な結果を呼び起こした⁷。ジェンダ

7 被告人ケネディ・スミスの主張によれば、被害者のパティ・バウマンと彼は、事件

一に関わる諸規範が生み出すこうした動機の結びつきを通じて、被告人は当夜の目的を、「ロマンス」や将来の恋愛関係の可能性やデートの始まりとしてではなく、ありていに言えば、匿名的な個人間のセックスとして提示しようとしているのである。容易に気が付くことは、ジェンダー化された適切性に依存した動機が、簡単に想像されうるように弁護側によってのみ動員されているのではなく、皮肉なことに、(例10におけるように) 検察側によっても用いられているということである。

より理論的に言えば、このプロセスの論理的軌跡は次のように展開する。第一に、被害者は事件当夜、匿名的なセックスという家父長制的な論理に従ったのであるから、それゆえ彼女は、セックスは親密な関係において行うという女性の規範的な性的志向に違背した。第二に、被害者はこうした文化的基準に違背した故に、罪悪感と怒りを感じて、その結果、不合理にヒステリックで復讐心をもえあがらせるに至った。彼女の不合理的な「ヒステリー状態」は、最低限のロマンスの意味を回復して面子を守る試みが失敗したことによりさらに悪化した。そして、第三に、被害者が罪悪感、怒り、復讐心を感じたがために、彼女はレイプ事件をでっち上げる(非合理的な)動機を文化的に引き受けたのであり、今度はこの動機が、被告人に不利な証拠の信用性を低減させることになる。被害者は、言語的に、古典的なダブルバインドの状況に追いやられることになる。つまり、一方で、レイプ事件の最中とそれに先立つ彼女の行為は、性的な接近と性的欲望という、表面上どちらのジェンダーにも当てはまる包括的な規準と等価であることを表している。つまり、彼女の行為は男性と女性の同一性(sameness)として、つまり、彼女のものであるとともに彼のものでもある基準として提示される。他方で、事件の後の彼女の行為は、男性論理との差異性を承認し、つまり、性的な親密さとロマンスへの規範的志向を支配する特異的に女性的な規準として、受け入れられるのである。ここで重要なことは、次のことである。つまり、同一性／差異性の知識は、男性と女性の規範的志向に関する所与の現実を単純に反映するものではないということである。同一性／差異性の知識は、家父長制的な性的合理性の論理を通じて、ミクロな言語過程によって構成されるということである。家父長制的論理は、被害者の説明の中に不整合を生み出し、彼女の信用性と性的性格とを攻撃するための、社会的に構造化された、認識論的な方法なのである。つまり、それは、ジェンダーと権力を産出するテクノロジーとして機能しているのである。

さらに皮肉なのは、下の会話断片において、家父長制的な性的合理性の論理

当夜に二度にわたって合意に基づく性交渉を行い、二度目の性行為の最中に、スミスが他の女性の名前―「キャシー」―を呼んでしまったために、それがバウマンのヒステリックな怒りの爆発を誘発したのだという。

が、被害者に対してもうひとつ別の強力なダブルバインド状況を生み出しているということである。

例13 弁護士ブラックによる被害者バウマンに対する反対尋問

- 1 弁：彼はあなたに医学校に行っていると言いましたね？
2 害：はい、そう言いました。
3 弁：もちろん、それであなたは彼にさらに興味を持ったわけですね？
4 害：私は彼が娘の病気にに関してなにか見通しを教えてくれるかもしれないと
5 いうことに興味がありました…

例14 弁護士ブラックによる被害者バウマンに対する反対尋問

- 1 弁：それで、あなたは娘さんに関する医学的な事柄について彼に話したとい
2 うことですね？
3 害：はいそうです
4 弁：彼がこの種のバックグラウンドを持った人だと知って彼に対してもっと
5 興味を持ったわけですね？
6 害：彼が言ってくれることに関心がありました。

例15 弁護士ブラックによる被害者バウマンに対する反対尋問

- 1 弁：…そうすると、たぶんあなたは、そのとき彼をデートの相手になるかも
2 しいないと思っていたのですね？
3 害：いいえ。私は彼のことをデートの相手ではなく友人になれるかもしれな
4 いと思っていた、と言ったと思います。
5 弁：そうですね。電話をしてまた病気のことを話せるような友人としてね。
6 害：私は大学に通っていました。彼も大学にいた。私たちは医療の分野で共
7 通していました。
8 弁：あなたがおっしゃったように、彼は町の外に住んでいるから、もう二度
9 と会わないような人ですね？
10 害：私には町の外に住んでいる友人もたくさんいますが、電話で話しますし
11 …
12 弁：ああ、大学の友人ですね、ナイトクラブで出会った友人ではなく？
13 害：大学にいる、電話で話をする友人です。
14 弁：昨日は、あなたは私たちに、彼に興味は持っていなかった、と言いまし

15 た。そうですね？

16害：性的な意味で、彼に興味があったわけではありません。

17弁：ああ、それでは彼に友情として (as friendship) の興味があったわけ
18 すね？

19害：私たちの会話は、友情のこもった (friendly) ものだだったと証言したと
20 思います。

一方で、もし被害者が女性の文化モデルに最大限従おうとするならば、ほんの些細なこの文化モデルからの乖離ないし「逸脱」—つまり少しでも彼女の側に落度があるように思われれば—そのことが彼女の行為が家父長制的な性的合理性の論理に取り込まれる可能性を高めることになり、そして、いったんこの家父長制的論理に従った調整が行われれば、彼女は最初に合意のもとで性交渉をした後で女性の不合理性とそれに付随する非論理的動機に基づいて行動したと理解されてしまうのである。他方で、被害者が女性モデルと最高度のあるいは「純粹の」一致を維持している場合には、家父長制的論理は、彼女は彼に何らかの性的関心があったはずであるとして第二の調整を行う。性的関心などなかったと主張すること、つまり二人の間のやり取りはまったく社交上のものに過ぎず、彼女は全くの無垢な善人であり、彼女の側には性的関心の萌芽さえなかったと主張するとすれば、それは、現実離れしたつじつま合わせの証言を戦略的に操作しているものとみなされることになるだろう。従って、もし被害者が、女性の性的文化モデルに従って、キスは無邪気なものであり単なる友情の印であったと主張するならば、家父長制的論理は、この全く同一の行為を性的欲望つまり性的な意味を持った接近として再解釈、再配置、再評価するのである。もし女性が女性モデル—つまり、彼女は単に「友情」や「彼が言ってくれること」に関心があっただけであるという—女性モデルとの純粹な合一を試みるならば、家父長制的論理はさらに論理的非整合を再調整することになる。なぜなら、女性がそもそも男性と一緒にいて厳格にプラトニックな関係を維持する「筋の通った (合理的な)」やり方は実際にはほとんど存在しないからである (Coombs 1993; Matoesian 1993)。前者の場合には、女性の身体的経験は不適格なものとみなされて、裁判の過程で、このことが被告人の責任を免れさせる動機を提供することになる。後者の場合には、女性の証言はあまりに完全に評価基準に合致させられて、これによって、陪審はおそらくは彼女が被告人を有罪にするためにもっともらしいストーリーを作ろうとして証言に「磨きをかけた」だけでなく、彼女自身の道徳的性格についても「磨きをかけた」可能性を考慮することになるだろう (Estrich 1992; Coombs 1993; Matoesian 1993) この証言の軌跡が展開していくにつれて、事件の際の被害者と被告人の行為は、

家父長制的な性的合理性の・状況に埋め込まれた生ける論理を通じて、再帰的に調整・再調整される。家父長制的な性的合理性の生ける論理は、動的な道徳的推論システムであって、その評価論理は、何らかの客観的な意味において被害者と被告人との間の合意に基づく性交渉をあらわにすることにあるのではなく、ある性的関係を構成し、性的欲望を構成し、そしてより一般的には、制度的な会話における権力の微視的テクノロジーを通じて真理と知識とを構成する（Foucault 1979, 1980; Conley & O'Barr 1990）ための資源を提供するのである。確かに、性的合理性の家父長制論理は単なる論理のシステムなのではなく、権力の論理なのである。

もちろん、被害者は代替的な象徴形式を動員することはできる。つまり、自分は単に被告人あるいは彼の家に興味があっただけであり、キスは単なるフレンドリーなしぐさでそれ以上のものではない—といったような。しかし、このような形式の抵抗は、結局戦術的に無思慮なものとなる。なぜなら、そうした抵抗は、法廷で被告人が有罪になるチャンスを失わせる危険があるからである（Estrich 1992）。家父長制的な性的合理性の論理に従えば、被害者の「彼の言うことに」（あるいは、「彼の家に」）興味があったことは彼自身に対する興味と分かつことができないものであり、また、「興味」は、男性が女性に「興味」をもつやり方に従って男性中心主義的に体现される。このことは、それが性的関心と解釈されるということの意味する。そして、もちろん、被告人に対する明らかな興味もまた、同一の道徳的解釈を導くよう運命づけられている。彼女は彼に性的に興味があったのだ、と。この家父長制的なダブルバインドに囚われると、被害者は性的論理の家父長制論理を受け入れるように仕向けられ、結局、彼女自身を抑圧するのと同じの支配構造の構築に加担して、支配構造への彼女自身の従属を助長することに寄与することになるのである。

6、法の効果測定研究への批判

法廷における尋問と証言に関するミクロ言語的詳細について理解していなかった性犯罪被害者保護法改革の提案者たちと同様に、立法の効果を測定する研究者たちもまた、法廷におけるトークの詳細を検討せずに、レイプ法改革の効果測定へと猛進したのだった。彼らはたいいてい、個別的にレイプ・シールド法がもたらした効果を測定するために、そして、より一般的にその他のレイプ法改革がもたらした効果を測定するために、改革前後の変数の相関関係を明らかにするという方法を採用した。法改正の前後で効果があったかどうかを測定する調査を行った研究者は、法システムへの手段の効果は、良く見積もっても、きわめて僅かなものであったとしか言えないし、個別的なレイプ・シールド法

の影響については、法廷での尋問中に被害者証人が苦痛を感じる体験を改善するという点でも、その他の期待されていた効果を促進するという点でも、不十分なものでしかなかったとしている。現在までもっとも包括的に洗練された調査を行った研究者は、次のように述べている。「レイプ法改正が手段的变化をもたらす力は、きわめて限定的なものである。私たちが調査を行ったどの地域においても、改革の効果は殆ど見られない。」(Spohn & Horney 1992: 173)

しかし、研究者の中には、レイプ法改革を評価することが、変化の指標として測定されるべき諸変数に付きまとう曖昧性のゆえに、決して容易なことではないことに、正しく気がついている者もいた (Goldberg-Ambrose 1992)。レイプ法改革の提案者たちが、その改革を実行する際に重大な問題に直面していたのと同じように、この改革の評価研究者たちもまた、シールド規定が作動する媒介となる法廷におけるトークの特性がそれまでまったく経験的に解明されていないものであったために、法の効果を測定する際に、重大な曖昧性に直面することになった。たとえば、SpohnとHorney (1992; Spohn & Horney 1991; Horney & Spohn 1991も参照) は、レイプ・シールド法が適用される主たる対象が事実審理手続であることをはっきりと認めている。しかし、彼らは、それでもなお、レイプ・シールド法の効果を次のような方法で間接的に測定し続けるのである。それは、第一に、性経歴が明らかになる可能性のある証拠が法廷に提出されるような一連の架空事例について、アンケート調査に表れた裁判官、検察官および弁護人の態度を調査することによって測定するという方法であり、第二に、法改正前後の諸変数(被害申告件数、起訴件数、有罪判決数、などの統計数値)の変化によって測定するという方法である。さらに彼らは、経験的裏づけもなしに、一般的にはレイプ法改革の効果、個別的にはレイプ・シールド法の効果が限定的に留まる理由は、主として、裁判に関わる法律専門家集団が行使する裁量権限のためであると結論づけている。彼らによれば、裁判に関わるこうした法廷専門家集団は、緊密に結びついた社会関係のネットワークであり、そのネットワークを構成する者たちの日常的な職務上の関心と裁判手続を進めていく際の組織上の必須の事情が、正義を貫くという理想主義的観念とは大きくかけ離れているというのである (Marsh et al. 1982も参照)。実質的には、レイプ法改革に関する評価研究のすべてが、この種の分析論理を採用している。

しかし、レイプ・シールド法を評価するためのこうしたアプローチは、相互に関連するいくつかの重大な難点を避けられない。以下に、こうした難点について若干言及しておこう。

1. 起訴や答弁取引に関わる決定を行う際に、検察官も法廷専門家集団もレイプ・シールド法によって直接に何か規制されるということはない。将来法廷

で証拠能力が認められることになる証拠のことを考えて検察官や弁護人が事案処理の帰趨について戦略を練るというようなかたちで、他の法的サブシステムへの残余効果、つまり「溢出」効果（Frohmann 1991, 1992; Spohn & Horney 1992）はあるにせよ、すでに述べたように、レイブ・シールド法は、直接には公判にのみ適用されるのであり、証拠の許容性という非常に限定された側面にのみ適用されるものだからである。法廷専門家集団（またはその一部）が公判において証拠としての性経歴の許容性を裁定することになる場合であっても、さまざまな場面で一定の経験的妥当性が認められる上述の説明枠組みに関連して、いくつかの深刻な問題が浮上してくる。第一に、法律専門家集団という概念は、（答弁取引で協力しつつ非公式に手続を進める実務法律家たちの間には、ある程度の相互依存が必要な）で）裁判官、検察官および公設弁護人たちの行動に関しては、限定的ではあるにせよある程度の説明力をもつかもしいない。しかし、ケネディ・スミス裁判のように真に当事者が対立する状況にあっては、上述の説明枠組みの経験的・概念的妥当性は一もしあるにしても—それほど大きなものとは認められない（Eisenstein & Jacob 1977）。第二に、当事者対抗主義で進められる刑事裁判の文脈において、性経歴証拠を許容する戦略をとれば公判で有罪を勝ち取る可能性が大きく低下するような場合に、検察官が弁護人や裁判官と協力して性経歴を証拠として許容させようなどするだろうか。第三に、なるほど検察局にとっては、その事案に有罪が見込まれる特徴（被害者の主張に補強証拠があり、被害者と被疑者の供述が一致していて、うまく手続がすすめられるような）があるかどうか最大の関心事であるものの、常にそうだというわけではない。検察官が「危険を冒す」行動に出ること、つまり、公判体験を積むため、品性の劣る被告人を処罰するため、「正義を執行する」という理念を貫くため、といった、複雑に絡み合う理由のために、Frommann (1992: 117-40) が（勝つことが）「困難な事案（ハード・ケース）」と呼ぶような事件を起訴することも、しばしばあることなのである。レイブ法改革の提案者たちおよびその効果測定をする研究者たちは、法廷の実務家集団の日常業務とそれがレイブ法改革に及ぼす阻害的效果について仮説を立てる。しかし、レイブ事件を起訴する際に検察局で行われる、繊細な解釈的作業と局所的な文脈に埋め込まれた意思決定とに光を当てたFrohmannの経験的研究の成果は、検察官の日常業務はそれほどルーティン化されたものでもないし、必ずしも妥協の産物というわけでもないことを論証している。検察官による起訴決定の業務は、事案処理に関して共通の関心と責任を分かち持つ、検察官という法廷のお決まりのメンバーたちにとってさえ、文脈に埋め込まれた状況的な達成物なのである。したがって、効果測定をする研究者たちの問題関心が、法廷の実務家集団の機能を若干描き出すことがあるとしても、それらは限定的で

しばしば誤解を招くものであるために、彼らの研究から性経歴証拠の排除規定の適用について貴重な経験的データが得られることはほとんどない。そのような成果をあげるためには、結局、研究者は、鍵となる変数として法廷での言語使用を分析せざるをえないのである。

2. しかし、これまで行われてきた法政策研究は、当然のごとく、レイプ・シールド法の影響が、有罪判決件数・被害申告件数・起訴件数から推定される効果により、測定されうるはずだという前提に立っている。これらの変数に分析上の特に重要な位置づけを与える一方で、レイプ・シールド法の主要な（あるいは唯一でさえあるかもしれない）効果が、主として証言の社会的構成において生じる、よりミクロな動態的文脈へと導かれているという別の可能性については、まったく検討を怠っているのである。しかし、レイプ・シールド法の効果が、このような、より相互行為的な状況に局限されるのだとしたら、効果測定研究は、裁判事案ごとに一さらに言えば、法廷トークの一瞬一瞬のやり取りごとに一法廷においてレイプ・シールド法が適用されたりその適用が阻害されたりするダイナミックなプロセスを検討するという形で、すすめられなければならないのである。

3. レイプ・シールド法が、あからさまに性経歴に言及することのみを制限するものであり、家父長制的な性的合理性の論理に由来するより捕えがたい記述実践を規制することがないのだとしたら、次の可能性は考慮に値するものである。すなわち、外生的な変数に表れる限定的な効果は、レイプ・シールド法の立法上のデザインの帰結ではなく、家父長制的な記述実践のもつ支配的な意味に編みこまれた潜在的な推論に由来するのではないか、という可能性である。すでに明らかにしたように、性経歴より生じるこうした推論は、裁判過程において知識が局所的・ミクロ的に構成されることから生じるものであり、レイプ・シールド法が設定する敷居を軽々と飛び越えていくのである。

4. 効果測定を行う研究者は、シールド法が規定する極めて限定された適用範囲に限っては、あからさまな性経歴への言及から不適切な推論が生じることを阻止する効果があったという点で、レイプ・シールド法にも慎重しやかな成果はあった、という別の可能性を考慮してもよいかもしれない。なぜなら、効果測定研究者たちが残余要因を効果の測定尺度として操作化するとき、彼らは間違った測定尺度に狙いを定めているのである。つまり彼らが測定しているのはレイプ・シールド法の効果—あからさまな性経歴への言及—ではなく、私たちの文化的・法的な記述実践に具現化されている、より捉え難く強力な、家父長制的な性的合理性の論理に由来する推論ということになるからである。実際、レイプ・シールド法は、慢性的でおそらくは治療不能の問題を抱えている。しかしその理由は、レイプ・シールド法がその立法理由となった道徳的言語の領

域を規制できないという点にあるのではなく、家父長制的な性的合理性の論理から生じる潜在的な推論が相互行為的に生じることを阻止するという、現実にはこの法が手に負えないことのために出動を命じられているという点にある。レイプ・シールド法は、このようにきわめて日常的な文化領域を規制するようにには設計されていないのである。

5. レイプ法改革に関するデータの集約の方法に関して、方法論的に重要な点が二つある。第一に、シールド規定の効果を、レイプ法改革のその他の要素、すなわち、レイプの定義、補強証拠および同意などの諸要素の効果から区別する必要がある。これらの諸要素に由来する効果のデータをひとまとめにして、一般的にレイプ法改正を構成する一つか二つの部分からのデータを外挿したうえで、レイプ法改革があらゆる部分において失敗だったと主張するならば、個々の改革要素がもつ個別の特性や長所を無視することになるからである。上述したように、レイプ・シールド法にも、レイプ裁判において一定の局所的な効果をあげたという点で、おそらくは慎ましやかな成果はあったのだが、レイプ・シールド法の純粋な効果をその他の改革要素に起因する効果に関するデータから識別することなしには、この事実を知ることではできないであろう。第二に、レイプ・シールド法が有する、一方で、明示的な性経歴の言及に対する規制効果のデータと、他方で、性経歴から生じる潜在的な推論に対する規制効果のデータとを分離する必要がある。この点が区別されるなら、さらに、レイプ・シールド規定の因果的效果が、記述実践より生じる潜在的な推論、すなわち、シールド規定が予定する規制範囲を踏み越えそれゆえ同法の意義を蝕む法的・文化的推論の複合的な詳細から識別されうることになる。この二つのレベルが区別されなかった結果として、レイプ・シールド法による性経歴言及の阻止効果に関する少なからぬ混乱を招くとともに、レイプ・シールド法の失敗をその立法デザイン上の欠陥に帰するという誤った方向に研究者たちは導びかれたのである。実際には、その失敗はレイプ・シールド法に由来するものではなく、家父長制的な性的合理性の論理から生じる記述実践による潜在的な推論に由来するのである。この後者を分析するという目標を果たそうとすると、研究者たちは困難な経験的研究課題に突き当たることになるが、本稿で主張したいことは、そのような科学研究の試みは、法廷における言語使用に対して、これまで前例のないほど分析上重要な位置を与えるということによって初めて成し遂げられうるものであるということである。

6. 最後に、裁判に携わる法律専門家たちにインタビュー調査を行って、様々な形式の架空証拠の許容性に対する彼らの態度を明らかにする、という方法について検討しよう。そのようなアプローチは興味深い方法ではあるものの、意味が社会的相互作用の文脈から生じるものであること無視し、脱文脈化され

た意味が、法廷で彼らがリアルタイムに行なう諸活動の即興的複雑さと同等のものであるという、不適切な前提に立っている。そのようなアプローチは、調査結果に表わされた彼らの態度を、静的ないし客観的に「そこに存在する」何事かとして物象化するものであるとともに、態度を法廷における相互行為の所産として理解することをせず、証拠の解釈を瞬間瞬間に形成し成型する法廷における言語的やりとりのミクロな社会的組織のより動態的な性格を無視することになるのである (O'Barr 1982; Suchman & Jordon 1990)。したがって、架空の証拠シナリオに対する司法関係者の態度のような間接的な変数を扱うことが、レイブ・シールド法が適用される直接的な相互行為的实践にとって (あるとすれば) どのような関連性もつのか、そして、このような態度調査が、法廷における諸活動の文脈において展開されていく際のレイブ・シールド法の効果を説明するためのどのような証拠を提供してくれるのか、が明らかではないのである⁸。

要するに、レイブ・シールド法は法廷での尋問や証言の言語に直接適用されるものなので、法廷におけるトークの根底にある構成的特性を検討せずにレイブ法改革の効果を測定することはできないと私は考える。法廷での言語的やりとりこそが、法改革が想定した規制対象であり、法と社会に対する直接の効果と間接の効果の双方を駆動させる契機なのである。改革の提案者たちも効果測定の研究者たちも、言語の領域をブラック・ボックスとして扱うことでその検討を怠ってきたのだが、その領域こそ、レイブ・シールド規定が直ちに直接適用されるよう想定された対象であり、この言語領域を通じてレイブ・シールド法の効果が生み出されるのである。司法関係者の態度分析が有用であるのと同様に、改革前後の統計分析も確かに有益なものである。しかし、それがレイブ・シールド法について重要な知見を生み出しうるかという点、それはまた別話である。なぜなら、レイブ・シールド法が適用される言語的对象が、有意な法的・社会的変化を生み出すほどに、法規定上の諸変数による影響に対して正の反応を示したか否か、という経験的研究上の論点を、いまだに研究者たちは批判的に提起していないからである⁹。レイブ・シールド法の限界につき、

8 こうしたインタビューがレイブ・シールド法について実際に何を明らかにするのかは明らかではない。なぜなら、(1)この非常に単純な5つの架空のシナリオは、ミクロ的に生起する実際の裁判の詳細を十分に反映するものではなく (2)裁判という文脈的に画定された条件のなかで実際に意味的に生じている出来事に対して、インタビューは何の論理的ないし経験的関連性をもたないからである。インタビューは、それ自体としては、法廷におけるリアルタイムの言語的諸活動というデータの代替物とはなりえないのである。

9 Patton (1980; 60) が述べるように、「効果測定において『プロセス』に焦点を当てることは、プロセスの所産そのものを検討することよりも、その所産や成果がどのよ

これまでの先行研究で示されてきた説明とは対照的に、私は、次のように主張したい。すなわち、レイブ・シールド法が回避されたり阻害されたりする理由は、法廷の専門家集団がもつ非公式の規範、裁判官・検察官・弁護人たちの昔ながらの態度、さらには、機会があれば弁論の補足説明として証拠法のルールをまくしたてる熱狂的な弁護人の行動、にあるのではない。むしろ、言語的やりとりの柔軟で即興的な発話設計上の諸特性こそが、証拠の提示と解釈とを構成し決定しているのだということである。

7、法的関連性と法的無関連性との区別

法廷におけるトークの特徴は、レイブ・シールド法を適用するさいの主要な問題点について検討する際に、もっとも強く立ち現れてくる。すなわち、裁判官、弁護人、そしてとりわけ陪審員が事案の判断において、法的な関連性のない要素つまり非法的な要素を考慮に入れているということ、あるいは検察官の場合であれば、そもそも起訴するか否かの決定において、そうした要素を考慮しているという問題である（Reskin & Vishcr 1986: 424-26; LaFrec, Reskin, & Visher 1985; Bcrger ct al. 1988, SPohn & HORney 1991, 1992; Goldbergr-Ambrose 1992; Mtth et al.1982）。こうした主張を支えている主たる想定は、実質証拠〔犯罪事実の存否の証明に用いられる証拠〕（substantive testimony）およびその他の資料は、法的な関連性のある証拠と法的な関連性のない要素というようにきれいに分類できる、というものである。法的証拠とは、真正であることが認められた（authenticated）、証明力ある〔ある事実を証明する効果のある〕証拠のことであり、事実の認定に利用できるものである。それに対して法的関連性のない要素とは、事案に対して関連性や重要性がなく、不当に予断を与え、被疑事実の証明ないし反証にとって何の論理的意味も持たないものであるとされる。このような法的なもの非法的なものという二分法をもちこむことは、もちろん次のような考えを公然と示唆することになる。すなわち、法的関連性のある証拠は客観的で「確固たる（hard）」ものであり、当該事案の争点事実と関連性があるのに対して、法的関連性のない要素はそれに比べれば主観的で「あやふやな（soft）」ものであり、係争中の事実とは関係のない道徳的価値判断が含まれており、争いの実質的内容の判断に対して不当な予断をあたえるものであるという考えである（Reskin & Visher 1986: 426-27）。この二分法がレイブ裁判において用いられた場合、法的関連性のある証拠にあたる

うに生み出されたかを検討することに力を置くことを含意している。すなわち、あるプログラムがいかにしてその結果を生み出したのかを問題にするのが、プロセスの分析である。」（強調は原著による。Rist 1994も参照）

のは身体的被害や凶器所持の有無、被告人の行動、あるいは利害関係なき証人による補強的目撃証言といったものになる。それに対して法的関連性のない要素にあたるのは、典型的には証人の人格的特徴、とりわけ被害者と被疑者の道徳的特性であり、そうした要素には、レイプ事件の最中に被害者の側に落ち度がなかったかどうかについての通俗的想定が反映されている (Reskin & Visher 1986: 424-26; LaFree 1989: 72, 110)¹⁰。

しかし、実際のところ、法的事実から道徳的な事柄を切り離すことができるのだろうか。記述的なものから評価的なものを切り離すことなどできるのだろうか。両者のあいだに、レイプ法改正について多くの提唱者や研究者が想定しているような明確な境界線が存在するのだろうか。あるいは、何が事案に関連性ある証拠であるかを決める閾値は、ケネディ・スミス裁判のようなデート・レイプ事案——「確固たる」証拠はほとんどなく、有罪か無罪かがしばしば、被告人と被害者のどちらがより説得力のある物語を提示したかに依存してしまうような事案——では、法的なものとならざるものとの区別を崩壊させてしまうくらい低く設定されているのだろうか。

「法的関連性のある／法的関連性のない」という二分法の根本的な難点は、事実と価値、あるいは記述と評価は表裏一体であり、切り離すことができないという点にある (Jayyusi 1984: 45; Atkinson & Drew 1979; Holstein 1993; Matoesian 1993)。記述とその記述に関して我々が行う解釈は、法的なものであらうとなかろうと、つねに道徳的である。記述や解釈はつねに、それによって達成される相互行為的な諸活動——判断する、説得する、教える、咎める、正当化する、言い訳する、責任を負わせる、責任を分配する、動機を帰属する等々——への志向のもとでおこなわれる (Atkinson & Drew 1979; Watson 1978, 1983)。そうした記述や解釈の事実としての性格は常に、行為者の道徳的特性と信用性、すなわち司法の当事者対抗主義のもとでの系統的な認識論的实践を通して解釈され、公認されるものなのである。インヴィンケルリード (Imwinkelried) (1989: 84-85) が述べるように、「証人が主尋問でひとつ質問に答えるやいなや、証人の信用性がその事案の争点となる」のである。そして、証拠法の水準では信用性と性格的特性とはかろうじて区別されているものの、上記の私の議論に照らしてみれば、両者の区別を維持することはいっそう困難になるだろう。というのも、家父長制的な性的合理性の論理は、被害者の言動のなかに矛盾を見出す認識論的方法であるばかりでなく、道徳的支配のシステムそのものとして存在しているからである (Phillips 1992: 249)。

10 人格的特徴への言及が、被害者にとって不利なものとなる場合にはそれは非法的だと言われ、逆に被告人にとって不利となる場合には法的だと言われるように思われる。

それゆえ、何かを記述するという実践とそこに記述された法的に関連性のある出来事の詳細は、なんらかの客観的実在を忠実に反映した無私な報告などではなく、道徳的関心と実践的志向に沿って記述の選択がなされた、文脈内在的な達成物なのである（Holstein 1993: 5-7）。行為や行為者や出来事の記述は、いかなる文脈をも持たない真空状態でおこなわれるわけではない。記述することは、記述を用いて何かをすることであり、「他者を説得するワーク」を構成しているのである。したがって、証言が語られていくなかで法的実践への参加者たちがさまざまな記述を用いるとき、それは同時にかつ不可避に、我々の文化に根づいている道徳的観点からの判断を、証言内容に対して下しているのである（Watson 1983）。このように、事実的なものと道徳的なものとが融合しているがゆえに、「法的関連性のある／法的関連性のない」という区別は、特定の相互行為上のタスクを密にかつ戦略的に遂行するための推論の論理一つまり、被害者の証言の中に矛盾があるのではないかと思わせる認識論的方法へと融解していくことになる。ウェストとジンマーマン（West & Zimmerman）（1987）にしたがって、レイプ裁判は、家父長制的な道徳解釈秩序および当該法体制に特有の認識論的实践のうちで、我々がジェンダーを「おこなう」場所のひとつなのだと私は言いたい（West & Fenstermaker 1993 も見よ）。レイプ裁判ではたしかに同意や暴力の有無、被害者の性的経歴などについて判断が下されるのだが、そこでは同時に、家父長制的な性的合理性の論理の単なる反映ではなくその論理そのものとして、そうした諸概念が運用されているのである。

8、女性の論理としての非合理的な性的論理と非論理的な動機の論理

とはいえ、セクシュアリティについての女性モデル——たとえば、セックスは親密な関係の中で、ロマンティックな文脈でおこなわれるべきで、必ずしも挿入に至る必要はない（Russell 1984; Rubin 1983; Chodorow 1978; Baca-Zinn & Eitzen 1990）といったような——は、裁判のなかでつねに無力化され抑圧されているというわけでもない。特定の状況では、弁護士も検察側もレイプの嫌疑をかけるために戦略的にそうした性の文化モデルを賦活させて動機についての争点を提起したり評価をしたりする場合があるが、それによって、セクシュアリティについての男性モデルと女性モデルとが相互作用する際立った認識論的空間への扉が開かれることになる。しかしながら最も重要なのは、緊密に組織されるその相互作用の中で、権力の問題が認識論的に突出してくることである。すなわち、家父長制的な性的合理性の論理が支配的となり、女性モデルは、被害者に対してダブルバインド状況という地雷が埋め込まれた危険な空間へと変容させられてしまう。レイプ裁判は、ジェンダーのテクノロジーとして、レイ

ブされる出来事の前の時点においてもその最中においても、性的欲望や性的接近の意味は男女双方にとって同一であるという認識(知識)をつくりあげる一方で、その出来事の後では、性的関係(とりわけロマンス)は、男女のあいだで異なったものであるという認識(知識)として構成される。すなわち、被害者は事件の前および事件の最中には家父長制的な性的合理性の論理にしたがっていたとされるのだが、事件の後では、その局所的で状況に埋め込まれた活動中の論理から切り離されてしまうのである。固定化されたジェンダーアイデンティティを産出するこの方法の只中で、セクシュアリティについての女性の基準は、皮肉にも、男性的システムとしての性的合理性の論理ではなく、非合理的な性的論理と非論理的な動機の組織へと統合されてしまう。この統合の中で、被害者の性的経歴についての推論が性的にジェンダー化された知識と連動して、被害者の性格や信用性についての、とりわけ被害者の性的性格についての好ましからざる象徴的意味のオーラをゲシュタルト的につくりあげるのであるが、これこそ、レイプ・シールド規定の適用上の制約を廃棄してしまう深刻な問題なのである。そして、このような理論的な意味において、レイプ裁判はジェンダーのテクノロジーの実例を示すものであり、このジェンダーのテクノロジーは、文化に備わった記述実践とそれが密かに駆動させる支配の論理とを(単に反映するのではなく)創造的に産出するのである(Frohmann 1992)。

これらのことはもちろん、公判手続きのなかで裁判所が証拠の「法的関連性／法的無関連性」についての適切な判断を誤ったということの意味しない。裁判所は証拠の許容性について、多かれ少なかれ日常的業務として、たしかにしっかりした判断を下している。また、上で述べたことは、証拠の許容性を規定する無数の法的規則に異議を唱えるものでもない——少なくともそうした規則を適用するにあたって裁判所が考慮に入れているさまざまな実際上の目的に異議を唱えるものでもない¹¹⁾。むしろ私がここで経験的に注意を促したいのは、少なくともレイプ裁判において証拠が問題となるときに再浮上する議論としての、事実と価値を分離しようとするいくつかの試みである(Temkin 1986; Bourque 1989; Lagen 1988: 289; Goldberg-Ambrose 1992; Spohn & Horney 1992; Reskin & Visher 1986; Adler 1987)。そこでは古典的な議論に表現を与えるために新しい用語が使われてはいるけれど、昔ながらの分析的主題の多くは依然として生き延びている。

11 そして、もし裁判所がある事項を証拠とすることを認めるなら、かりにあらゆる証拠は道徳的解釈要素に統合されていて選択的に関連あるものとされるのだとしても、研究者はそうした法的あるいは非法的だとみなされた証拠を、事件に関連ある、あるいは関連がないと特徴づけるために、いかなる客観的基準ないしアルゴリズムを用いるべきだろうか。

記述という実践の社会組織を例証するとともにそこで道徳的秩序と事實的秩序とが具現化され受肉された統一体としてひとつになるさまを描きだすために、以下のようなデータ抜粋を見てみよう。

例16. 弁護人ブラックによる、被害者パウマンに対する反対尋問

- 1 弁護人：それで、あなたは娘さんの父親とうまくいかなかったのですね？
2 被害者：うまくいきませんでした、娘の双子の妹を失ったものですから。
(…)
3 弁護人：一番うまくいかなかったのは、あなたがつきあっていたその男から援助をえられなかったことだった。そうですね？
5 被害者：彼はベストを尽くそうとしてくれたんですが…

法的実践への参加者たちがそこで記述実践を組織するひとつのやり方は、文化に備わった分類実践、つまりカテゴリー化装置を用いることである。すなわち、文化の成員が、実践的活動の流れの中で、動機や期待や義務についての慣習的知識を行為や行為者のタイプに帰属させる際に用いる論理を利用することである(Sacks 1992; Jayyusi 1984; Watson 1978, 1983; Smith 1978; Silverman 1993; Hester & Eglin 1992; Atkinson & Drew 1979; Holstein 1993)。そこでカテゴリー化装置は、記述実践の道徳的産出を組織する中心的な社会・文化的メカニズムの一部であるばかりでなく、同時に意味理解のための規範的に構造化された資源として作動し、文化の成員が社会的行為を解釈するやり方を意味論的に規定するのである。

例16を見てみよう。弁護人は、「娘さんの父親」という記述子を用いている。この記述子はただちに、「家族」というカテゴリーを呼び起こす。この家族というカテゴリーは「母親」というカテゴリーを含んでおり、それゆえさらに「兄弟（姉妹）」「（婚姻上の）パートナー」あるいは「夫／妻」といったような、家族に属する別個の単位カテゴリーを解釈的に関連あるものとして呼び起こす。それに対して、「娘さんの父親」やそれに続く「つきあっていた男」という記述子からは——「あなたの夫」や「前の夫」という記述からのようには——「婚姻」「（婚姻上の）パートナー」というカテゴリーは導かれぬ。実際、「娘さんの父親」や「つきあっていた男」という両方のカテゴリー化が用いられることによって、被害者の性的経歴と動機的要素とが累積的に折り合わされ、その結果陪審員は、被告人の有罪に関する合理的疑いを受容し維持することとなるのである。とりわけ顕著なカテゴリー化は、被害者が「未婚の母」という非婚カテゴリーに属していることであり、そうしたカテゴリーには、被害者の性

格や性的経歴についての文化的に継承された推論が付随しているのである。

最後の例について考えよう。例2で、弁護人は「レイプ被害者」というカテゴリーを用いていた。このカテゴリーは、「[レイプ犯から] 逃げる」「警察を呼ぶ」「身の安全を気にする」といった特定の活動と文化的に結びついている。それに対して、自分の靴のようなあまりにも取るに足らないものを「探す」あるいは「心配する」といった活動は、「レイプ被害者」というカテゴリーとの間に明白な齟齬をきたし、別の記述と結びつくことで、パティ・バウマンについて「レイプ被害者」ではなく（被告人との）「(性的) 関係の始まり」にあったとする推論を確証するかもしれない。そこにはまた、カテゴリー化のワークと対照的集合の連鎖的／文法的構造との間の緻密で繊細な相互作用を見て取ることができる。対照装置は、一方で「レイプ被害者」というカテゴリーと、他方でそのカテゴリーを担う者に対する社会的に構造化された期待とのあいだに齟齬を生じさせる。暴力、同意、そして被害者の性的経歴といった問題が社会的に構成されるのは、こうしたミクロな象徴的過程の只中においてのことである。トークの社会組織のうちで微視的に具現化された、法と社会との間のこの密接な相互関係を通して、レイプという女性の経験は、公判の過程の中でありふれた同意に基づく性交へと、すなわちマッキノン (1989) が「欲望のエロス化」と呼ぶものへと変形される。そして、より構造的には、家父長制の論理としての性的合理性という道德秩序へと変容させられるのである¹²。

9、結論

本稿で私は、ケネディ・スミスレイプ裁判の応用的な政策的含意について分析し、法廷という文脈におけるトークの社会組織と知識の遂行的使用にもとづいてレイプ・シールド法改正を解釈し評価する新たな方法を提示してきた。もちろん、はっきりした主張をおこないより建設的な提案をするためには、より多くの裁判や訴訟事例を注意深く分析しなければならないが、私はここで、レイプ法改正という応用政策分野、およびその影響評価研究にとって、言葉のやり取り（トーク）が重要な関連性をもつことを明らかにしてきた。レイプ法改正の提唱者と分析者はこれまでもトークの応用的重要性に気がつき、法的および社会的変革のためにそれを未解明のままリソースとして利用してきた。しかし彼らは、レイプシールド法の証拠排除規則が直接に証言という証拠の言語的特徴に適用されるものであるにもかかわらず、裁判の言語のもつ動的特性と記述

12 この議論を踏まえると、レスキンとヴィシャーが示唆しているように、こうした証拠を「あやふや (soft)」なものだと思えるのは難しくなる。結局のところ、これらの「あやふやな」データの多くはきわめて「確固としたもの (hard)」なのである。

を行うという実践活動の社会的組織とを経験的探究のトピックとして探究することを怠ってきたのである。その結果、レイプ法改正の提唱者たちは、法システムが顕著には改善されない事態を目の当たりにすることとなった。その理由は、証拠法が、まさにそれが用いられる決定的場面である裁判において、家父長制的な性的合理性の論理を通して解釈されるからである。同様の理由で、調査研究者たちは、レイプ・シールド立法の手段的な影響力を評価するにあたって、意識調査や残差出力要因の統計的な相関、あるいは法廷の登場人物たちの所属する多様な組織集団の行動に関する仮説的言明、などから間接的に影響評価を行うだけにとどまり、法改正が直接に適用されるとともにそれを通して法的・社会的変革が実現するところの法廷のトークという相互行為の対象を深く分析することをしてこなかったのである。残念なことに、レイプ法改正の提唱者も研究者たちも、裁判におけるトークの複雑な制度的特性、とりわけ知識の遂行的使用によってその特性が与える推論上の可能性について、詳細な経験的吟味と分析の対象として関心を払ってこなかったのである。そしてこの無関心が、翻って、多くの概念的混乱と、応用政策上の失望を招いてしまったのである¹³。

本稿が提示した知見は、レイプ裁判における弾劾戦術が、まったく同一ではないにしても、他の犯罪の刑事裁判で用いられるものと驚くほど類似しており、証人席で被害者の経験する不名誉も、レイプ裁判のジェンダーの特異性というよりは、当事者対抗主義という司法システムの特性によるものだという近年の研究とよく響き合うものである。被害者の信用性を弾劾しその性格を非難するこの過程は、一見すると、一般的な法的・文化的な技術としての実践的推論のように思われる。しかしより深く検討してみれば、そこには、法と社会との間で言語的に組織された相互作用を通して性的にジェンダー化された我々のアイデンティティをつくりあげ永続させる、認識論的手続きが現れているのである。

本稿では、レイプシールド法のような法改革を計画し評価するに際して、大規模な法的帰結がどのようにして相互行為過程の微細な網の目を通じてもたらされることになるのかを理解することが不可欠であること、しかしまた、この理解は我々の知識が言語的なやり取りを通じて遂行されるありかたについての解釈的分析をとおしてのみ得られるものである、ということを強調してきた。そうすることで我々は、メイナード（1990: 90; see also Mertz 1992; Frohmann

13 犯罪学の分野で、ある研究者は、以下のような鋭い指摘をしている。犯罪の本質についてよりよく理解するために、犯罪社会学は「異なった種類のデータを集める」必要があり、拙速なカテゴリー化をとまなう標準的な統計技術への依存から脱して、社会的相互行為と会話についての「言語学的分析」のような、社会組織の研究に対するより質的なアプローチへとデータの形式と調査方法論とを拡張していく必要がある（Maltz 1994: 426-27; see also Maynard & Manzo 1993: 173）。

& Mertz 1994) が「活動中の法」(law in Action) と呼んだものの内的働きを観察し、知識の言語的遂行をとおして性的にジェンダー化される我々のアイデンティティの構成のなかに、法と社会とのあいだの相互浸透が具現化するのを目の当たりにすることができるのである。結局のところレイブ裁判は、他の当事者対抗主義的な裁判と同様、必ずしも真偽が明らかにされる場ではなく、戦争のように勝ち負けが争われる場である。ただその戦争は、緊密に構造化された弁論戦術というゲームのもとでおこなわれる言葉と発話と観念の戦争であり、トーク（言葉のやり取り）を通して知識を運用する能力が相手に対して優位に立つための傑出した武器となる、そういう戦争なのである。

北村隆憲・内山安夫・橋本聡：本学部教授

小宮友根：日本学術振興会特別研究員PD

参考文献

- Adler, Suzsanna (1987) *Rape on Trial*. London: Routledge & Kegan Paul.
- Allison, Julie, & Lawrence Wrightsman (1993) *Rape: The Misunderstood Crime*. Newbury Park, CA: Sage Publications.
- Atkinson, J. Maxwell (1984) *Our Master's Voices*. London: Methuen.
- Atkinson, J. Maxwell, & Paul Drew (1979) *Order in Court*. Atlantic Highlands, NJ: Humanities Press.
- Baca-Zinn, Maxine, & D. Stanley Eitzen (1990) *Diversity in American Families*. New York: Harper & Row.
- Bachman, Ronet, & Raymond Paternoster (1993) "A Contemporary Look at the Effects of Rape Law Reform: How Far Have We Really Come?" 84 (3) *J. of Criminal Law & Criminology* 554.
- Berger, Ronald, Patricia Searles, & W. Lawrence Neuman (1988) "The Dimensions of Rape Reform Legislation," 22 *Law & Society Rev.* 329.
- Berger, V. (1977) "Man's Trial, Woman's Tribulation: Rape Cases in the Courtroom," 77 *Columbia Law Rev.* 1.
- Bohmer, Carol (1991) "Acquaintance Rape and the Law," in A. Parrot & L. Bechhofer, eds., *Acquaintance Rape: The Hidden Crime*. New York: John Wiley.
- Bourque, Linda (1989) *Defining Rape*. Durham, NC: Duke Univ. Press.
- Brereton, David (1993) "Are Rape Trials Different?" Presented at Law & Society Association annual meeting, Chicago (27 May).
- Bumiller, Kristin (1991) "Fallen Angels: The Representation of Violence against Women in Legal Culture," in M. Fineman & N. Thomadsen, eds., *At the Boundaries of Law*. London: Routledge.
- Burgess, Ann Wolbert, ed. (1985) *Rape and Sexual Assault: A Research Handbook*. New York: Garland.
- Chappell, Duncan, Robley Geis, & Gilbert Geis, eds. (1977) *Forcible Rape: The Crime, the Victim, and the Offender*. New York: Columbia Univ. Press.
- Chodorow, Nancy (1978) *The Reproduction of Mothering*. Berkeley: Univ. of California Press.
- Cobb, K, & N. Schauer (1977) "Michigan's Criminal Sexual Assault Law," in Chappell et al. 1977.
- Conley, John, & William O'Barr (1990) *Rules versus Relationships: The Ethnography of Legal Discourse*. Chicago: Univ. of Chicago Press.
- Coombs, Mary I. (1993) "Telling the Victim's Story," 2 (2) *Texas J. of Women & the Law* 277.
- de Lauretis, Teresa (1987) *Technologies of Gender*. Bloomington: Indiana Univ. Press.
- Drew, Paul (1985) "Analysing the Use of Language in Courtroom Interaction," in T. A. van Dijk, ed., 3 *Handbook of Discourse Analysis*. New York: Academic Press.
- (1990) "Strategies in the Contest between Lawyers and Witnesses in Court Examinations," in J. N. Levi & A. G. Walker, eds., *Language in the Judicial Process*. New York: Plenum Press.

- (1992) “Contested Evidence in Courtroom Cross-Examination: The Case of a Trial for Rape.” in P. Drew & J. Heritage, eds., *Talk at work*. Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Eisenstein, James, & Herbert Jacob (1977) *Felony Justice: An Organizational Analysis of Criminal Courts*. Boston: Little, Brown.
- Estrich, Susan (1987) *Real Rape*. Cambridge: Harvard Univ. Press.
- (1992) “Palm Beach Stories,” 11 *Law and Philosophy* 5.
- Finkelhor, David (1984) *Child Sexual Abuse*. New York: Free Press.
- Foucault, Michel (1979) *Discipline and Punish*. New York: Pantheon.
- (1980) *Power/Knowledge*. New York: Pantheon.
- Frohmann, Lisa (1991) “Discrediting Victims’ Allegations of Sexual Assault,” 38 (2) *Social Problems* 213.
- (1992) “Screening Sexual Assault Cases: Prosecutorial Decisions to File or Reject Rape Complaints.” Ph.D. diss., U. C. L. A. (Sociology) .
- Frohmann, Lisa, & Elizabeth Mertz (1994) “Legal Reform and Social Construction: Violence, Gender, and the Law,” 19 *Law & Social Inquiry*, 829.
- Goffman, Erving (1967) *Interaction Ritual*. Garden City, NY: Anchor.
- Goldberg-Ambrose, Carole (1992) “Unfinishde Business in Rape Reform,” 48 *J. of Social Issues* 173.
- Heiman, W. (1987) “Prosecuting Rape Cases: Trial Preparation and Trial Tactic Issue,” in R. Hazelwood & A. Burgess, eds., *Practical Aspects of Rape Investigation*. New York: Elsevier.
- Heritage, J., & D. Greatbatch (1986) “Generating Applause: A Study of Rhetoric and Response at Party Political Conferences,” 92 *American J. of Sociology* 110.
- Hester, Stephen, & Peter Eglin (1992) *A Sociology of Crime*. London: Routledge.
- Holmstorm, Lynda Lytle, & Ann Wolbert. Burgess (1983) *The Victim of Rape*. New Brunswick, NJ: Transaction.
- Holstein, James (1993) *Court-ordered Insanity: Interpretative Practice and Involuntary Commitment*. Hawthorne, NY: Aldine.
- Horney, Julie, & Cassia Spohn (1991) “Rape Law Rerform and Instrumental Change in six Urban Jurisdictions.” 25 *Law & Society Rev.* 117.
- Imwinkelried, Edward (1989) *Evidentiary Foundations*. 2d ed. Charlottesville, VA: Michie.
- Jayyusi, Lena (1984) *Categorization and the Moral Order*. Boston: Routledge & Kegan Paul.
- LaFree, Gary (1989) *Rape and Criminal Justice*. Belmont, MA: Wadsworth.
- LaFree, Cray, B. Reskin, & C. Visser (1985) “Jurors’ Responses to Victims’ Behavior and Legal Issues in Sexual Assault Trials,” 32 *Social Problems* 389.
- Largen, M. (1985) “The Anti-Rape Movement: Past and Present,” in Burgess 1985.
- (1988) “Rape Law Reform: An Analysis,” in A. Burgess, ed., *2 Rape and Sexual Assault*. New York: Garland Publishing.
- LeGrand, C. (1977) “Rape and Rape Law: Sexism in Society and Law,” in Chappell et al.

- 1977.
- MacKinnon, Catharine A. (1989) *Toward a Feminist Theory of the State*. Cambridge: Harvard Univ. Press.
- Maltz, M. (1994) "Deviating from the Mean: The Declining Significance of Significance," 31 (4) *J. of Research in Crime & Delinquency* 434.
- Marsh, Jeanne, Alison Geist, & Nathan Caplan (1982) *Rape and the limits of Law Reform*. Boston: Auburn House.
- Matoesian, Gregory M. (1993) *Reproducing Rape: Domination through Talk in the Courtroom*. Chicago: Univ. of Chicago Press.
- Matthews, Nancy A. (1994) *Confronting Rape: The Feminist Anti-Rape Movement and the State*. London: Routledge.
- Maynard, D. (1990) "Narrative and Narraive Structure in Plea Bargaining," in J. Levi & A. Walker, eds., *Language in the Judicial Process*. New York: Plenum.
- Maynard, D., & John Manzo (1993) "On the Sociology of Justice: Theoretical Notes from an Actual Jury Deliberation." 11 (2) *Sociological Theory* 171.
- McBarnett, Doreen (1984) "Victim in the Witness Box: Confronting Victimology's Stereotype," in W. Chambliss, ed., *Criminal Law in Action*. New York: Macmillan.
- Mertz, Elizabeth (1992) "Language, Law, and Social Meanings: Linguistic/Anthropological Contributions to the Study of Law," 26 *Law & Society Rev.* 413.
- O'Barr, William (1982) *Linguistic Evidence*. New York: Academic Press.
- Patton, Michael Quinn (1980) *Qualitative Evaluation Methods*. Beverly Hills, CA: Sage Publications.
- Phillips, Susan (1992) "Evidentiary Standards for American Trials: Just the Facts," in J. Hill & J. Irvine, eds., *Responsibility and Evidence in Oral Discourse*. New York: Cambridge Univ. Press.
- Pomerantz, A. (1988/89) "Constructing Skepticism: Four Devices Used to Engender the Audience's Skepticism," 22 *Research on Language & Social Interaction* 293.
- Rembar, Charles (1980) *The Law of the Land*. New York: Simon & Schuster.
- Reskin, Barbara F., & Christy A. Visser (1986) "The Impact of Evidence and Extra-legal Factors in Jurors' Decisions," 20 *Law & Society Rev.* 427.
- Rist, R. (1994) "Influencing the Policy Process with Qualitative Research," in N. Denzin & Y. Lincoln, eds., *Handbook of Qualitative Research*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Rubin, Lillian (1983) *Intimate strangers*. New York: Basic Books.
- Russell, Diana E. H. (1975) *The Politics of Rape*. New York: Stein & Day.
- (1984) *Sexual Exploitation*. Beverly Hills, CA: Sage Publications.
- Sacks, Harvey (1992) 1 *Lectures on Conversation*. Cambridge: Blackwell.
- Schur, Edwin M. (1988) *The Americanization of sex*. Philadelphia: Temple Univ. Press.
- Scully, Diana (1990) *Understanding Sexual Violence*. Boston: Unwin Hyman.
- Silverman, David (1993) *Interpreting Qualitative Data: Methoda for Analysing Talk, Text and Interaction*. London: Sage.
- Smart, C. (1992) "The Woman of Legal Discourse," 1 (1) *Social & Legal Studies* 29.

- Smith, D. (1978) "K Is Mentally Ill," 12 *Sociology* 23.
- Spohn, Cassia, & Julie Horney (1991) " 'The Law's the Law, but Fair Is Fair': Rape Shield Laws and Officials' Assessments of Sexual History Evidence," 29 (1) *Criminology* 137.
- (1992) *Rape Law Reform: A Grassroots Revolution and Its Impact*. New York: Plenum.
- Suchman, L., & B. Jordon (1990) "Interactional Troubles in Face-to-Face Survey Interviews," 85 *J. of the America Statistical Association* 232.
- Swift, C. (1985) "The Prevention of Rape," in Burgess (1985) .
- Tannen, Deborah (1987) "Repetition in Conversation: Towards a Poetics of Talk," 63 (3) *Language* 574.
- Temkin, J. (1986) "Women, Rape and Law Reform," in S. Tomaselli & R. Porter, eds., *Rape*. New York: Blackwell.
- Watson, D. R. (1978) "Categorization, Authorization, and Blame Negotiation in Conversation," 12 *Sociology* 105.
- (1983) "The Presentation of Victim and Motive in Discourse: The Case of Police Interrogations and Interviews," 8 (1-2) *Victimology* 31.
- West, C., & S. Fenstermaker (1993) "Power, Inequality and the Accomplishment of Gender: An Ethnomethodological View," in P. England, ed., *Theory on Gender/ Feminism on Theory*. New York: Aldine.
- West, C., & D. Zimmerman (1987) "Doing Gender," 1 (2) *Gender & Society* 125.

裁判事案

Stephens v. Miller, (CA 7) "en banc," No. 91-1690, 1/6/94, *Criminal Law Reporter* 2-2-94, 1398-1400 (1994).

[付録—原著で分析された尋問断片の英語原文]

*Example 1. Opening Statements by Defense Attorney (DA) Roy Black*⁶

- 1 DA: She goes into the house. She goes to the kitchen area—
- 2 and makes a call to her friend Ann Mercer, who is an
- 3 acquaintance. That's the first time they have ever gone
- 4 out together was that night. She doesn't call anyone in
- 5 her family, the police, any relative, but she calls Ann
- 6 Mercer and says, "I've been raped. Come and pike me up."

Example 2. Cross-Examination of Ann Mercer (AM) by Defense Attorney Black

- 1 DA: You friend says that she was raped. Is that right?
- 2 AM: Yes.
- 3 DA: But what she tells you is that she wants her shoes. Is
- 4 that correct?

5 AM: Yes.

6 DA: Several times she was worried about her shoes?

Example 3. Cross-Examination of Patty Bowman (V) by Defense Attorney Black

1 DA: You had an engrossing conversation?

2 V: Yes sir.

3 DA: You didn't have to be involved in the rest of the bar scene?

4 V: Yes sir.

5 DA: You had found somebody that you had connected with?

6 V: Yes sir.

7 DA: You were happy to have found that?

8 V: It was nice.

9 DA: You were no longer—, in fact you were with him almost
10 exclusively?

11 V: I don't know.

Example 4. Cross-Examination of Bowman by Defense Attorney Black

1 DA: And you were interested in him as a person?

2 V: He seemed like a nice person.

3 DA: Interested enough to give him a ride home?

4 V: I saw no problem with giving him a ride home...

5 DA: You were interested enough that you were hoping that
6 he would ask for your phone number?

7 V: That was latter.

8 DA: Interesed enough than when he said to come into the house.
9 you went into the house with him ?

10 V: It wasn't necessarily are interest with William. It was an
11 interest in the house.

12 DA: Interested enough than at sometime during that period of
13 time you took off your pantyhose?

14 V: I still don't konw how my pantyhose come off.

Example 5. Cross-Examination of Bowman by Defense Attorney Black

1 DA: Yesterday you told us that when you arrived in the
2 praking lot in the car you kissed Will. Is that correct?

3 V: I testified that when we arrived at the estate . he gave
4 me a goodnight peck

...

5 DA: That's all it wan ?

- 6 V: Yes, sir .
7 DA: Nothing of any—,nothing more than that?
8 V: No.
...
9 DA: Did you describe this to Derecdve Rigolo as a
10 sweet little kiss?
11 V: I said a short sweet little kiss ...

Example 6. Cross-Examination of Bowman by Defense Attorney Black

- 1 DA: You told us yesterdaay that Will invites you into the house.
2 Is that correct?
3 V: Yes, sir.
4 DA: You want to see the house?
5 V: Yes, sir .
6 DA: Cause you want to see what It looked liked?
...
7 V: It's a landmark home. It had some interest.
8 DA: Even though it was late. you wanted to see the house?
9 V: I was uncomfortable about that...
10 DA: So even though it was early in the morning. you wanted
11 to see the house?
12 V: It didn't appear to pose any problems for Mr. Smith.
13 DA: My question is even though it was early in the morning.
14 you wanted to see the house?
15 V: Yes.
...
16 DA: All right. Even though you were concerned, for example,
17 about your child, you still wanted to see the house?
18 V: Yes.
19 DA: Even though you had to get up early in the next morning
20 to take care of her, you still wanted to see the house?
21 V: I wasn't planning on spending any extended amount of
time in the house...

Example 7. Cross-Examination of Bowman by Defense Attorney Black

- 1 DA: And he was sitting there,and I think you said, with
2 his legs crossed?
3 V: He had his ankle up on his knee,
4 DA: And you say that he was very calm at that time?
5 V: And very smug.

- 6 DA: And arrogant? Made you madder than you were?
7 V: It didn't make me mad. It confused me.

Example 8. Cross-Examination of Bowman by Defense Attorney Black

- 1 DA: He was calm and arrogant, you say?
2 V: Yes sir.
3 DA: He certainly was not being very nice to you?
4 V: It was more an indifference.
5 DA: He was cold and indifferent?
6 V: Yes sir.

Example 9. Direct Examination of Willian Kennedy Smith (D) by Defense Attorney Black

- 1 DA: What then happened?
2 D: We chatted for a couple of minutes and I kissed her and
3 I said, "I gonna go to bed."
4 DA: What was her response to that?
5 D: She said, "Can I come into the house?"
6 DA: What did you say?
7 D: I said that there were a lot of people in the house and
8 that I was sharing a room with my cousin Patrick and
9 I said, "It was pretty late and I was going to bed."

Example 10. Cross-Examination of Kennedy Smith by Prosecutor (PA) Maria Lasch

- 1 PA: So you have this conversation—, well you had this act.
2 then you ejaculate and then you say, "Well I'm going into
3 the water and take a swim now."
4 D: Yes.
5 PA: That sounds not too romantic, Mr. Smith.
6 D: I don't know how to respond to that.

Example 11. Cross-Examination of Kennedy Smith by Prosecutor Lasch

- 1 PA: So you say to her on the lawn that you're going to bed and
2 she says, "Can I come in with you?"
3 D: What I said was, "It's late and I'm gonna go to bed."
4 PA: So at this point now you...
5 D: I was—, I was tired, I mean. I'd been out late and I really. I
6 guess, I wanted her to leave... maybe that was not romantic
7 but, you know, that's what happened.

Example 12. Direct Examination of Kennedy Smity by Defense Attorney Black

- 1 DA: Then what happenen?
- 2 D: (pause) She said to me, "What's your phone number?"
- 3 DA: What did you say?
- 4 D: I said, "I don't know."
- 5 DA: Did you know the number of the house?
- 6 D: I didn't konw the phone number of the house.
- 7 DA: What was her response?
- 8 D: She said, "Tell it to Cathy."

Example 13. Cross-Examination of Bowman by Defense Attorney Black

- 1 DA: He told you he was in medical school?
- 2 V: Yes he did.
- 3 DA: Of course, that got you more interested in him, didn't it?
- 4 V: I was in interested in any other outlooks he could have on
5 my daughter's problem...

Example 14. Cross-Examination of Bowman by Defense Attorney Black

- 1 DA: And you talked to him about medical matters involving
2 your daughter, isn't that right?
- 3 V: Yes sir.
- 4 DA: You became more interested in him as you found out
5 that he had this kind of background?
- 6 V: I became more interested in what he had to say.

Example 15. Cross-Examination of Bowman by Defense Attorney Black

- 1 DA: ...So perhaps you were viewing him as a potential date then?
- 2 V: No, I think I stated that I was not viewing him as a potential
3 date but as a potential friend.
- 4 DA: OK. Just as a friend perhaps you would call up and you could
5 discuss medical terms again.
- 6 V: I was in college. He was in college. We had a common ground
7 in the medical field.
- 8 DA: Somebody who you're never going to see again because he
9 lives out of town as you said?
- 10 V: I have many friends who live out of town but we
11 communicate by telephone...

- 12 DA: Oh, friends that you had in college, not friends you met
13 in a bar?
14 V: My friends that are in college that I communicate with
15 by telephone.
16 DA: Yesterday you told us that you were not interested in him.
17 isn't that right?
18 V: I was not interested in him in a sexual way.
19 DA: Oh, now you're interested in him as friendship?
20 V: I think I've stated that our discussions, you know, were friendly.

Example 16. Cross-Examination of Bowman by Defense Attorney Black

- 1 DA: And you had a difficult time with your daughter's father?
2 V: I had a difficult time losing my daughter's twin.
...
3 DA: And one of the worst parts of it is that you didn't get
4 support from the man involved, did you?
5 V : He tried, sir, to do his best...

[レイプ裁判と法廷尋問のミクロ分析—解題]

北村隆憲

ここに訳出したのは、グレゴリー・M・マトエジアン (Gregory M. Matoesian) による英語論文、“Language, Law, and society: Policy Implications of the Kennedy Smith Rape Trial”, *Law & Society Review*, 29: 4 (1995), 669-701. の全文である。原論文はその後、彼の主著の一つである *Law and the Language of Identity: Discourse in the William Kennedy Smith Rape Trial*. Oxford University Press. 2001. の第3章「空間、方向、動きの詩学 (Poetics of Space, Direction, and Movement)」として所収された (記述に若干の相違がある)。日本語タイトルは内容に沿って若干付け加え、翻訳に際して、便宜上、目次を付した。

著者のマトエジアンは、現在イリノイ大学・刑事司法学部の准教授で、社会学、言語学などの観点から、特に法的場面における言語使用や身体動作を文化的・権力的現象として分析している。レイプ裁判における、検察官や弁護人による被告人・被害者・証人に対する尋問を会話分析および社会言語学の手法で分析する以下のような主著がある。

1、*Law and the Language of Identity: Discourse in the William Kennedy Smith Rape Trial*. Oxford University Press. 2001.

2、*Reproducing Rape Domination through Talk in the Courtroom*. University of Chicago Press. 1993.

レイプ裁判と法

レイプ被害者は、裁判過程を経る中でもう一度被害者となる、といわれる。こうしたレイプ被害者の再被害者化は、レイプ被害を公開の法廷で争うことを余儀なくされるということであるとともに、被害者自身が同意をほのめかしていたのではないかと非難を受け屈辱を受けることになることでもある。そして、この意味において、レイプは、女性の身体を性的に蹂躪する犯罪であるとともに、「同意」や「抵抗」の有無や程度の男性中心主義的 (家父長的) な法規定とその解釈とを通じて、女性を従属させる、社会のより大きな権力作用の現れであるとも批判されることがある。

こうした被害者の再被害者化のプロセスについて、もっとも関心を集めてきたものが、反対尋問のなかで弁護側が被害者の過去の性的経験について問いただすという戦略である。被害者を、過去にも被疑者や他の男性との性関係を持っていた「ふしだらで」「貞操観念にかける」女として描き出すことで、弁護

側の主張を有利に展開しようとする。

上記のようなレイプ事案の裁判における問題点を改革しようという努力が、米国では様々な立法上の改革を通じておこなわれてきたわけだが、そうした試みの中で最も重要な改革と目されてきたものが、アメリカの多くの州法で実施されている「レイプ・シールド法」である。この法律は、弁護人が、被害者の過去の性的な経験を陪審団に対して証拠として提出することを禁止するものである。

裁判における女性の過去の性経歴情報に対する人々の反応（推論）について、一つエピソードをあげてみよう。2006年に公開されたアメリカ映画「エリン・ブロボッチ」は、ジュリア・ロバーツ扮する離婚歴を持つシングルマザーで借金地獄にあえぐ無職のエリンが、偶然見つけた法律事務所のアシスタント職で、大企業工場の有害物質垂れ流しの事実を苦勞して暴き、大活躍の末全米史上最高の和解金350億円を勝ち取り、その後自分自身弁護士となった実話をもとに作られた映画である。この映画の冒頭で、無職のエリンが交通事故にあい、事故の損害賠償をもとめた裁判で、彼女が被害者証人として首にギブスをはめながら尋問に答えている場面である。

エリン：保険に入っていなかったんで、なんだかんだ17000ドルも借金しました。鎮痛剤は飲みません。眠くなって子供の世話ができなくなるので。マシューは8歳、それにケイティーはもうすぐ6歳。末っ子のベスはまだ9か月です。いい母親になりたいの、いい人間、善良な市民に。子供の面倒をちゃんと見たいだけです。

原告代理人弁護士：なるほど。よくわかります。

被告代理人弁護士：17000ドルも借金を？ふー。別れた御主人の援助は？

エリン：どちらの？

被告代理人弁護士：（驚いたように）ひ、ひとりじゃあないんですか？

原告：ええ、二人いるけど。悪い？

（（顔を見合わせて顔をしかめる陪審員たちの長いカット））

これは、無論レイプ裁判の事案ではないのだが、女性の過去の性的経歴が、如何に強力な推論をもたらすものであるか（ということを観客も映画作者もよく理解していること）を示している。こうした、偏見を生み出す可能性がある証拠の提出を阻止しようというのが、レイプ・シールド法の狙いであった。

しかし、レイプ・シールド法は、その効果を測定した諸研究によれば、期待されたほどの効果がなかったことが知られている。こうした事実に対する、本論文におけるマトエジアンへの解答は、一言で述べるとすれば、弁護人はシール

ド規定で被害者の過去の性的経験を証拠として提出することができなくとも、反対尋問における被害者証人との言語的な微細なやり取りの中で非明示的なやり方で証人の行動の中に矛盾を浮かび上がらせ、道徳的に非難することによって、証言の信用性を弾劾することが可能だということである。そこから、マトエジアンは、レイプ・シールド規定の効果についての従来の諸研究について、シールド規定が明らかに事実審理過程における特定の言語的やり取りに対して制約を課そうとするものであるにもかかわらず、法廷における実際の言語的やり取り（法廷におけるトーク）の詳細をそれ自体として経験的に研究することを怠ってきたと批判することになる。

日本でも、司法におけるいわゆるジェンダー・バイアスの存在とその弊害は大いに指摘されてきた。例えば、「強姦か和姦かの判定において、被害者女性にセックス歴を尋問するのは、まさしく貞操度を測っているにほかならず、貞操を欠いた女性を和姦の可能性と結びつける視点が潜んでいると考えられるからである。その結果、刑事司法過程が社会の一般的な性規範の再生産の場になってしまっている可能性があるのではないだろうか。」（佐々木陽子「貞操観念」、第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会・司法におけるジェンダー問題諮問会議 編『司法におけるジェンダー・バイアス』、明石書店、2009年。）と言われている。しかし、このような批判がより実効的なものになるためには、「刑事司法過程が社会の一般的な性規範の再生産の場になるのはどのようにしてなのか、裁判における実際の言語的な相互行為の中でどのような性規範がどのように再生産されているのか、また、性規範を喚起する過去の性経験に関する証拠を禁止するレイプ・シールド法が、どのようにその政策目的の達成に成功（あるいは失敗）するのかについて、具体的かつ詳細に、現実の法廷でのやり取りのデータに即した分析に基礎づけられる必要があるだろう。

マトエジアンが本論文でこのメカニズムの解明に向けて検討するものが、まさにこの法廷において行われる反対尋問の言語的やり取りである。彼は、社会言語学と、社会学における会話分析の方法を使って、有名な「ケネディ・スミス・レイプ裁判」の事案の実際の言語的やり取りを素材として、検討を行なっている（この事案の詳細については後述）。会話分析は、日常会話（や制度的な会話）を録音・録画して、そこから文字転写したトランスクリプトを作成し、それを分析することで会話を秩序付けている様々な言語的・相互行為的なリソースや構造を発見しようとする研究上の立場ないし方法である。法廷において行われる言語的やり取りも、日常会話の基本的な資源を利用しながらも、日常会話とは異なる条件の中で（例えば、日常会話と違い、尋問では質問と返答というタイプの発言のみが、弁護人と証人とに非対称的に配分される、など）、

相互行為上の様々な固有の課題が達成されていく。そうした、法廷における実際の言語的やり取りの詳細を分析することで、法廷尋問のプロセスもまた、そこで用いられている特有の言語的・相互行為的なリソース（行為や推論や知識を含む）が解明される。

会話の中で、我々は、様々な文化的な知識や推論をリソースとして用いている。例えば、人をどのように特徴づけるか（「成員カテゴリー（化）」：例えば、「赤ちゃん／ママ」、「先生／学生」、「生命保険被保険者／保険金受取人」ということとそのカテゴリーに文化的に結び付けられている人の行動や態度（「カテゴリー結合活動」：「赤ちゃんは泣く／ママは世話する」「先生は教える／学生は学ぶ」、「被保険者が死亡すると、受取人は多額の保険金を手にする」など）を暗黙に利用して、いかにして私達が日常的推論を行なうことで様々な課題を達成しているかについて、社会学のこうした伝統な中で盛んに研究されてきている。しかし、日常的推論が用いられるのは日常生活においてばかりではない。法廷における審理（特に事実認定）の過程にも、様々な日常的・実践的な推論が深く埋め込まれている。例えば、ある家で女性の毒殺された遺体を男性が発見した事案が裁判になったとしよう。私たちは（例えば法廷での裁判員、陪審員として）、この二人の登場人物を「男／女」というように特徴づけることをしないだろう。それが「正しい」カテゴリー化であるとしても、私たちは彼らを「夫／妻」というように夫婦として「適切に」カテゴリー化して、夫婦であれば親密な関係にあったはずだから毒殺の機会があったに違いない、と考えるかもしれない。また、男性が女性に事件前に生命保険をかけていたという証言があれば、今度は彼らを「生命保険被保険者／保険金受取人」とカテゴリー化して、ならば毒殺の動機はあったはずだ、と考えるかもしれない（法的）推論に日常的推論が深く埋め込まれている有り様について、訳者の一人が詳細に検討している（小宮友根、（2011）『実践の中のジェンダー法システムの社会学的記述』、新曜社）。

このような日常的推論は、私たちの社会的・文化的・性的なアイデンティティが問われるレイブ裁判の文脈では、さらに特殊な意味を帯びる可能性がある。こうした状況を、マトエジアンは「家父長制的な性的合理性の論理」という用語を使って説明している。この「合理性」は、首尾一貫性や信頼性を判断する「論理的」な合理性ではない。むしろ、レイブ裁判における尋問と証言とにおいて言葉のやり取りのミクロな詳細の展開の中で相互行為的に構成されていく、特に被害者証人の性的アイデンティティのさまざまな構成を通じて、証人の発言の中に非整合を作り出すような権力の論理、男性中心的な認識論のことである。

それは究極的には、女性を男性に従属させる効果を有する支配権力とみなさ

れているが、私たちはこの概念をこれをなにか本質主義的で非歴史的な観念と捉えるべきではないだろう。それはむしろ、法廷における具体的な相互行為の文脈に内在的な、社会的に構造化された言説的な権力として、裁判の要所で動員されるいわばミクロな物語であるとともに、法廷尋問の具体的で詳細な言語的やり取りを通じて現実化するものであると考えられているといつてよい。レイプ裁判の反対尋問において、こうした「論理」は複雑な形式で呼び起こされ動員されることで、被害者にとって何が「合理的／非合理的」な活動なのか、なにが「適切な／適切でない」行動なのかを決定する規範的基準（推論）として作動している。スミス裁判における被害者パウマンの行動に関して言えば、レイプの出来事の「前」の被害者の行動については、「酒を」「朝まで一緒にいる」「彼の家に行く」といった行動が、この家父長制的論理により解釈されて、男性と同じ欲望という基準から、性的な接近に同意したものとみなされる。他方で、出来事の「後」の被害者の行動については、女性モデルの性的基準（女性の「性的非合理性」）が喚起されて、「ロマンティックな関係」を求めた被害者がそれを被告人から断られた結果「非合理的」に感情的になり、復讐心から偽りを述べているとみなされることになる。また、同様に、レイプ裁判の文脈では、被害者女性は、自分が感情的になっていたと説明すれば弁護人は軽はずみな女というレッテルを持ちだして非合理的で信用が置けない者と描き出され、自分は落ち着いていたと説明すれば、冷静に意識的に性交に対して同意も行ったに違いないものとして描き出されることになる。レイプ裁判において、このようにして、被害者は様々な性的ダブル・バインド状態に追い込まれ、どちらの道を選んだとしても敗北を運命づけられることになる。

このような意味において、レイプ裁判という「場」は、イデオロギー、言語的やり取り、知識、推論とが複雑に絡み合い、我々の社会的・文化的・性的アイデンティティが構成されるとともに支配と権力とが相互反映的に構成・維持される、つまり、言語的实践により法と社会と文化とが相互作用的に媒介される現場であるということになるだろう。本翻訳は、その意味で、レイプ犯罪を裁く法廷で実際に用いられる言語を検討することによって、権力という抽象的な概念を法廷の日常的な現実へと結び付けて、レイプ法改革がどのように失敗を運命づけられ、また、それに関する従来の諸研究がその失敗の理由を捉え損なってきたのかを論証するものとなっているのである。

最後に、マトエジアン的主著の中から、ケネディ・スミス裁判の尋問の別の一部を取り上げて、そこで弁護人が、家父長制的な性的合理性の基準から、女性の性的「非合理性」の論理を作り出している一例を見てみよう。

弁護人口イブラックによる、パティー・ブラウンに対する反対尋問 (Matoesian, 2001: Ch.2)

1 弁：さて、あなたは、その (0.4) uh: : (0.8) ケネディ家の邸宅を出た後で、
2 あなたは自分が汚れてしまった (dirty) と感じたと言いました、そう
3 ですね。

4 害：家を出る前に 汚れてしまったと感じていました。

.....

5 弁：あなたは車で家に戻った時、まだ同じパンティを履いていました。

6 (0.4)

7 害：はい、そうです。

8 (0.6)

9 弁：自宅に戻ってから0.8)、え: : : (0.6) そこに何時間かいて、そのパン
10 ティを脱がずにいた。

11 (0.8)

12 害：私、どのくらい自宅にいたかは確かではありませんが、わたし、下着は
13 まだそのままでした。

14 (0.7)

15 弁：少なくとも2、3時間の間でしたね。

16 (0.5)

17 害：よ-よくわかりません。

18 (0.7)

19 弁：それで、お母様の家に行ったとき、自分の家を出て、あなたの母親の家
20 に行ったときも、あなたはまだその同じパンティを履き続けていたので
21 すね。

22 (0.6)

23 害：はい。

24 (0.6)

25 弁：それから、あなたの母親の家から、前夫のジョニー・パトラー氏を車で
26 迎えに行ったわけですが、あなたは依然として同じパンティを履いてい
27 た。

28 (0.6)

29 害：私 (.) とても怖くて、けーけー決して (0.6) 私はただー (0.5) まるで
30 ただ体だけが動いているみたいで、アボットさんが保安官事務所にいく
31 ように言って、私はただー (0.6) (.hhh)

32 弁：あなたは汚れたと感じて、嫌な感じだったけれど、あなたは同じパンテ
33 イを着け続けた、(0.3) そうおっしゃっているわけですね、バウマンさ
34 ん。

.....

35害：わ-わたし、わからなかったの、わ-わたし、どうすればよいかわからな
 36 かったから…

ここで、弁護人の尋問が作り出している「論理」は、次のようなものである。「もし女性がレイプされたのなら、彼女は自分が汚れたと感じるはずだ。また自分が汚れたと感じているなら、パンティを脱ぐはずだ。しかるに、女性が汚れたと感じながらパンティを脱がなかったなら、汚れたのは、身体ではなく別の場所（心）であるはずだ。」と。ここでは、家父長制的な「合理性」の観点から、被害者の行動の「非合理性」が構成されていることになる。

ケネディ・スミス・レイプ事件の経緯

本論文で分析の対象データとして取り上げられている、ケネディー・スミス・レイプ事件裁判 (the Kennedy Smith rape trial) について、事件の経緯を若干説明しておこう。

1991年の3月29日の金曜日、セレブリティの別荘が多いフロリダのパームビーチの海岸に面して建つ、ケネディ家の邸宅内で事件は起きた。裁判の被告人となったケネディ・スミスは、元アメリカ合衆国大統領で暗殺されたJ. F. ケネディ、その弟で上院議員であったロバート・ケネディ、およびテッド・ケネディの甥にあたる人物で、事件当時、ワシントンD. C. のジョージタウン大学の医学部に学生として通う30歳の男性であった。一方の、被害者として申し立てたパトリシア・バウマン (Patricia Bowman) は、アメリカの大企業ゼネラル・タイアの元チェアマンを継父として持ち、パーム・ビーチからもほど近い地元の短期大学の29歳の学生であり、病気の娘を持つシングルマザーであった。イースターの週末、バウマンは、友人のアン・マーサとそのボーイフレンドであるチャック・デジデリオと食事に出かけ、その後高級ナイトクラブである「オ・バー」で夜を過ごしていた。このナイトクラブで、二人は初めて出会った。

スミスの申立てによれば、クラブ内は混んでいたわけではなかったのに、バウマンはスミスにわざと体をこすりつけてきて、自分から話しかけてきたという。スミスは、ケネディ上院議員といるところを見て、彼女に「ナンパ」されたと思ったという。しかし、スミスも彼女のことを上院議員にも紹介して、二人はダンスを踊り、フロアーでキスもして、朝の3時過ぎにクラブが閉店するまで愉快的な会話をした。バウマンがスミスを車で送ると申し出て、ケネディ家の土地にある彼の家まで送っていった。一方バウマンによれば、彼女はクラブのトイレに行くときにスミスに偶然ぶつかったのだという。たしかにスミスとダンスをしたが、キスをした覚えはなく、また、スミスのから車で送ってくれ

と頼まれたのだという。

この後の事実の経緯についての二人の申し立てもまた、事件について大きく異なるストーリーを構成している。

＜被告人スミスの申立て＞：ケネディ家の邸宅に到着した後、車内でキスをした。スミスがビーチで泳ごうという（邸宅はビーチに面している）、パウマンは車内でパンティストッキングと靴を脱いだ（裁判で被告弁護人は、これを、同意の上の「前戯」が行われた証拠とした）。二人はビーチにおいて、身体を触りあい、スミスは射精した。そのあと、スミスは海でひと泳ぎしている間に、パウマンは邸宅に戻りバスルームを使った。スミスが海から上がるとパウマンが邸宅の前において、スミスが疲れたからベッドで休むという、パウマンは夜と一緒に過ごしてくれと頼んだが、スミスは邸内には沢山ゲストがいて自分も従弟と部屋を共有しているからと言ってそれを断った。その後二人は再びキスを始めて、家の前のビーチの砂の上で合意に基づく性交渉が行われたという。その際、スミスは自分の元ガールフレンドである「キャシー」の名前を叫んでしまい、それを聞いたパウマンがたいへん取り乱してスミスを殴打した。その後邸宅内で、パウマンはスミスに対して、スミスに自分がレイプされたこと、友人のアン・マーサに電話をして車で迎えに来てもらうように連絡したことを伝えた。しかし、その際、パウマンはスミスに向かって、「マイケル、あなたは私をレイプしたのよ」と叫び、スミスが自分はマイケルではないと何度も訂正したにもかかわらず、何度もスミスをマイケルと呼んだという。駐車場に駐車した彼女の車にもどったパウマンの後をついて行ったスミスに、彼女は電話番号を教えるように頼んだが、スミスが知らないという、パウマンは「あんたのキャシーに言っておやり」といって車で走り去ったという。スミスは邸宅に戻って、同居していた従弟のパトリックにレイプされたと騒ぐ「気持ちがいい」女が自分のことをマイケルと呼んだことを話していると、そこにパウマンが突然現れた。スミスが彼女を別の部屋に案内して話を聞こうとすると、パウマンはヒステリックに泣き叫んで、スミスを再び「マイケル」と呼びながら、自分を「欲しがらなかった」ことを詰った。スミスが彼女を邸宅から追い出そうとしているところに、電話で呼び出されたパウマンの友人のアン・マーサとそのボーイフレンドのチェックが到着したのだった。

＜被害者パウマンの申立て＞：パウマンは出来事の全く異なる経過を申し立てていた。ナイトクラブでも車中でも、終始話題は自分の未熟児で生まれた娘のことだった（スミスによれば、パウマンは一度も娘について言及していない）。自分が関心があったのはスミス自身ではなく、医学生としてのスミスの医学的な助言であった。邸宅につくとスミスは自分に邸宅を案内するからと邸内に誘ってきた。ケネディ家の邸宅は、パーム・ビーチのランドマークにもな

っており、自分はその邸宅に興味があった。確かに車中とビーチでキスはしたが、それは全く性的な意味などない「無邪気な軽いキス (innocent little pecks)」であり「優しい軽いキス (short sweet little kisses)」に過ぎなかった。しかし、ビーチと一緒に歩いているとき、スミスは突然ズボンのチャックを下して真っ裸で海に飛び込んだので、自分はビーチから邸宅へ上がる短い階段を上ろうとするとスミスが自分の踝をつかんで引き倒そうとしたので、芝生の庭を走ったが、追いかけてきた大男のスミスにタックルされ倒された。自分は叫びながら逃げようともがいたが、スミスは自分の体の上になり、両手首をつかんで自分の服を脱がせ、パンティをずらして、半勃起状態のペニスを挿入してきた。レイプされた後、自分は邸宅を通して駐車場に行き車を運転しようとしたが身体は震えて運転できそうにないので、邸宅に踊り4:30にアン・マーサに電話をして、レイプされたことを伝えて車で迎えに来てくれるように頼んだ。マーサの到着を待つ間、自分はスミスに面と向かって、「マイケル、あなたは私をレイプしたのよ、」と自分をレイプしたことを詰った（不思議なことに、バウマン自身の供述のなかでも、スミスは「マイケル」と呼ばれている）。スミスはキッチンの椅子に足を組んで座り、自分の犯したことに無関心そうに、「これはレイプじゃない」「誰もお前の言うことを信じないよ」と言った。これが脅しに聞こえたので、自分が本当に当夜ケネディ家の邸宅にいたことを証明するために、写真を撮り、そこにあった装飾用の壺を持って帰ることにしたという。そこにマーサとデジデリオが到着する。（友人のマーサによれば、バウマンはヒステリー状態にあり、自分の靴を探してくれと言った。マーサは、キッチンで出くわしたスミスと一緒に邸内とビーチをバウマンの靴を探して歩くと、結局バウマンの車の中にパンティストッキングとともに靴が脱ぎ棄てられていた。バウマンはマーサに車で迎えに来てと電話で言ったにもかかわらず、結局バウマンはマーサにケネディ宅から壺を持ち出すように頼んだ後、自分の車で自宅に戻ったという。）

バウマンはこの出来事後、群保安官事務所に向いてレイプされたことを申し立てた。パームビーチの病院でバウマンは検査を受け、付着していた精液のDNAはその後スミスのものと一致した。しかし、バウマンの体には傷や打撲の痕跡は見つからなかった。

事件後2週間警察による現場検証が行われなかった点など捜査の不手際もあったものの、結局5月11日にスミスは逮捕された。容疑は、最高1年の懲役となる軽罪の単純暴行（不法接触）、および、懲役15年までの重罪である第2級性的暴行（凶器を使用しないレイプ）であった。スミスは両容疑に対して無罪を主張した。

富と権力を合わせもつケネディ家に対して、訴追側の州と被害者が法的資源

の点で後れを取ったわけではない。被害者の裕福な義父も、義娘の利益を守るために、その財力を動員してパームビーチ帯でもっとも著名な弁護士事務所
の弁護士を雇い検察官をバックアップさせたとされる。検察官のモイラ・ラッ
シュは裁判経験豊富なフロリダで年次最優秀検察官にも輝いたことのある40
歳の生真面目な検察官であった。検察側には初めから弱点があった。パウマン
に全く怪我の兆候がないばかりでなく、実際彼女は被告人と親密な行動をと
ったことは明らかで、パウマンの申し立てには数々のつじつまの合わない点もあ
った。また、パウマンの友人マーサは、見聞きした事件のいきさつをテレビの
ワイドショーに4万ドルで売っていたし、被告人のスミスは、ケネディー家の
一族であるとともに医者で魅力にあふれていた。そうした点は、スミスの弁護
人に被害者とその友人の証言の信用性を弾劾するのに利用されうるものであ
った。検察側の主要なケース・セオリーは、ケネディー家が共謀して真相を隠そ
うとしているというものであった。

それに対して、被告人の弁護人となったロイ・ブラック弁護士はフロリダ州
の司法試験で最高点を獲得して弁護士資格を得た46歳の弁護士であった。1991
年当時、すでに彼はアメリカにおけるもっとも優秀な刑事弁護人の一人とみな
されていた。マスコミはブラックを、その細部にわたるまで精密な彼の反対尋
問にちなんで、「教授」と呼んだ。被告弁護側は性交渉があったこと自体は否
定せず、それが同意の上のものであると主張した。ブラック弁護士は、裁判前
に録音されていた被害者パウマンと友人のマーサの供述（特にマーサは、彼女
の警察官に対する供述調書、テレビ局に売ったストーリー、法廷での証言、の
間で発言大きな変遷がある）をつかって、法廷での証言とのあいだで矛盾を生
み出し、彼らの信用性、動機、道徳的性格を弾劾する方針を採用した。裁判の
中で、検察側によって最初の重要な証人として召還されたマーサーは、邸宅内
でスミスに向かって「私の友だちになんてひどいことをしてくれたの。彼女の
靴はどこにやったの?」と言ったという。しかし、マーサーは、スミスと一緒
にパウマンの靴を探す際に、スミスに対して「あなたとこんな状況でお会いし
て残念だわ」と言ったという。この発言は、弁護人ロイ・ブラックにとって、
マーサの証言の信用性を破壊するために巧妙に利用された。

陪審団はごく短い評議（マトエジアン論文本文の註では、77分とされている
が、実際の評議は約5分間であり、陪審団は、あまり早すぎると考え、その後
小一時間を間合いを取った、とも言われている）を行ったあと、スミスに向け
られていた2つの訴因の両方について、全員一致の無罪を評決した（*Law and
the Language of Identity: Discourse in the William Kennedy Smith Rape Trial*. の第
1章より）。

本論文で引用されているロイ・ブラック弁護士による反対尋問を含む当裁判

の実際のビデオ映像がDVDないしVHSで入手可能である (Courtroom Television Network, *True Lies: Accused of Rape: The William Kennedy Smith Case* [VHS] (1997) (ISBN: 1-57252-145-7)。

エスノメソドロジー・会話分析のアプローチによる「法と社会」研究プロジェクトについて

本翻訳は、北村が共訳者等と継続している、「エスノメソドロジー・会話分析」のアプローチによる「法と社会」研究プロジェクトにおける関連翻訳シリーズの一環である (このプロジェクトについては、『東海法学』41号 (2009)、223-227頁「法現象へのエスノメソドロジー・会話分析的アプローチ訳者あとかき」を参照のこと)。この翻訳プロジェクトでは、現在までにすでに以下の関連海外論文を翻訳している (予定も含む) ので、興味のある方は、こちらでも参照いただければと思う。

1、ボードワン・デュブレ (北村隆憲訳) 「意図 (故意) の産出一刑事裁判における事案構成のエスノメソドロジー」、『東海法学』47号、2012 (Boudouin Dpret, *L'Intention en acte: l'orientation téléologique des parties au process penal, Le droit en action et en contexte. Ethnométhodologie et analyse de conversation dans la recherche juridique, Droit et Société*, n° 48, 2001, 126 p. その後, *Le Jugement en action: Ethnométhodologie du droit, de la morale et de la justice en Egypte*, Droz, Paris, 2005 のなかの第5章として出版。また、2011年に、英語版が出版されている。 *Adjudication in Action; an Ethnomethodology of Law, Morality and Justice*, Ashgate, 2011 [ただし、原フランス語版との異同がある。]。)

2、グレゴリー・M・マトエジアン (北村隆憲・橋本聡・内山安夫・小宮友根共訳) 「言語・法・社会—ケネディ・スミス・レイプ裁判の政策的含意『東海法学』46号、2012年 (Gregory M. Matoesian, “Language, Law, and society: Policy Implications of the Kennedy Smith Rape Trial”, *Law & Society Review*, 29: 4 (1995), 669-701. [本翻訳])

3、チャールズ・グッドウィン (北村隆憲・北村弥生訳) 「プロフェッショナル・ヴィジョン——専門職に宿るものの見方」(『共立女子大学 文学学部紀要』vol.56、2010/01 (Charles Goodwin, “Professional Vision.” *American Anthropologist* 96 (3), 1994: 606-633)

4、マックス・トラバース (北村隆憲・内山安夫訳) 「クライアントに有罪答

弁をするよう説得すること」『東海法学』43号、1-36頁、2010年。（Max Travers, “Persuading a Client to Plead Guilty”, Chapter 5 of *The Reality of Law: Work and Talk in a Firm of Criminal Lawyers*, Ashgate, Aldershot, 1997）

5、アンジェラ・ガルシア（北村隆憲・橋本聡・チャールズ・ロバートソン 訳）「口論無しの紛争解決－調停の相互行為組織はいかにして言い争いを最小化するか」（東海法学44号、21-70頁、2010年）Angela Garcia, “Dispute Resolution Without Disputing: How the Interactional Organization of Mediation Hearings Minimizes Argument.” *American Sociological Review* Vol. 56 (December, 818-835), 1991.

6、マックス・トラヴァース（北村隆憲・内山安夫訳）「“生ける法（Law in Action）” —エスノメソドロジーの視点から」（著、）『東海法学』41号、252-228 頁、2009 年（Max Travers, “Law in Action: An Ethnomethodological Perspective”, paper delivered at the fifth joint meeting of the Law and Society Association and the Research Committee on Sociology of Law of the International Sociological Association（2001年アメリカ法社会学会・国際社会学会法社会学部会合同学術大会）、Central European University, Budapest, Hungary, July 4-7, 2001）

7、マックス・トラヴァース（北村隆憲・内山安夫訳）「“ラディカルな” 弁護士 の法律事務所という現象」（著、）『東海法学』42号、122-118頁、2009年。（Max Travers, “The Phenomenon of Firm of ‘Radical’ Lawyers”, Chapter 3 of *The Reality of Law*, Ashgate, Aldershot, 1997）

8、ポール・ドリユー、（北村隆憲・当山紀博訳、「日常会話と法廷尋問の順番 交替組織」、『東海法学』48号、2013.（Paul Drew, “Examination: a Comparison of the Turn-taking Organization for Conversation and Examination”, in Maxwell Atkinson and Paul Drew, *Order in Court*, Humanities Press, New Jersey, 1979, pp. 34-81.）〔準備中〕

9、ポール・ドリユー、（北村隆憲訳、「非難の管理」、『東海法学』48号、2013.（Paul Drew, “The Management of an Accusation”, in Maxwell Atkinson and Paul Drew, *Order in Court*, Humanities Press, New Jersey, 1979, pp. 135-81.）〔準備中〕

本論文の翻訳に対して許諾をいただいた、Law & Society Association（アメ

リカ「法と社会」学会) 及びマトエジアン教授に記して感謝する。本翻訳は、本学部の「学部教育研究補助金」によった。

(きたむら・たかのり 本学法学部教授)

